

山口県防府市域の当屋制

市川秀之

To-ya System in the Area of Hofu City, Yamaguchi Prefecture

ICHIKAWA Hideyuki

- ① 宮座から当屋制へ
- ② 山口県下の「宮座」研究
- ③ 調査地の概況
- ④ 牟礼・春日神社
- ⑤ 佐野・若宮神社
- ⑥ 大塚玉祖神社
- ⑦ 植松八幡神社
- ⑧ 伊佐江八幡神社
- ⑨ 繁枝神社
- ⑩ 防府における神社祭祀組織の類型
- ⑪ 講組織の分析と神社・小祠の変遷
- ⑫ 大道地区の笑い講
- ⑬ 牟礼地区坂本の大頭講
- ⑭ ムラと神社
- ⑮ 防府市域における神社当屋制の特徴

【論文要旨】

山口県下において神社当屋制は相当広範囲に分布しているが、その研究はこれまで低調であった。この地域の当屋制研究は、これまで研究が進められていた広島県や岡山県の事例と九州北部の事例を結ぶ上で重要であり、また近畿地方のいわゆる「宮座」を相対化する上でもその検討は欠かせない。

本論においては歴史的に畿内との関連が深い防府市内の事例を検討したが、その結果この地域の神社祭祀組織のうち当屋制をもつものには、氏子域のうち特定のムラの特定の家が祭祀にかかわる春日神社の在庁や佐野若宮神社の宮座のようなタイプと、氏子域のほぼすべてのムラが祭祀にかかわるタイプのものがあることが明らかになった。前者の特定の家が祭祀にかかわる組織をもつ地域においても、春日神社の在庁に對する大頭講、あるいは大道の笑い講に對する大歳講のように、同じ神を全員が祭祀する組織が別に組織されている例がある。これは歴史的に新たに生み出されたものと

考えられる。

後者のすべてのムラが祭祀に関わる類例の中にも、氏子域をいくつかの組にわけそこから交替で当屋を選ぶタイプと、毎年祭祀を担当する組を交替させ、その中から当屋を選ぶタイプがみられる。前者・後者いずれの場合でも年齢階梯制はみられず、また名を単位とした祭祀組織も多くはない。

この地域においては、神社を祭祀する組織の他に、ムラや組を単位とした当屋制をもつ山の神や森神、大歳講などの祭祀組織が多くみられ、それぞれが地域のなかで重層的な構成をもっているのが特色である。またこの地域の神社や小祠は幕末以来数次の神社整理によって大きく変化をしており、近世中期まではさらに多くの信仰対象に對する当屋制の組織が存在したものと思われる。

【キーワード】 当屋制、オハケ、淫祀解除、講組織

① 宮座から当屋制へ

いわゆる「宮座」の研究は古くから近畿地方の事例を中心に進められてきた。山口県下の神社祭祀組織を対象とする本稿の目的は、これまで研究が皆無であったこの地域の神社祭祀組織の特質を明らかにすることとともに、その作業を通じて近畿地方の「宮座」を相対化してとらえる視点を獲得することにある。

文頭において筆者自身の「宮座」に対する基本的な立場についてまず述べておきたい。結論から述べると筆者は「宮座」という言葉は前近代を対象とした歴史学的分析についてのみ使用すべきであり、すくなくとも聞き取り調査によって知りうる近年の神社祭祀組織についてそれ使うことには慎重であるべきだと考えている⁽¹⁾。その理由の一つは、肥後和男の一連の研究によって「宮座」概念が形成されていった過程での政治性にあるが、この点については本報告所掲の別稿で説明している。その要点だけを述べると以下のようなことになる。肥後は「宮座」に集落全戸が加入する村座を含めたが、このことよって「宮座」と氏子などの境界が不明瞭になり、以後の研究に混乱を与えている。肥後は宮座研究を進めた昭和一〇年前後の時代状況のなかで、祭政一致の民衆的な現れである宮座を強調するために村座をその概念に取り込んだのであるが、以後の研究では肥後の宮座研究のこのような時代背景を考慮していない。特殊な時代状況のなかで意味を与えられた「宮座」の語を目の前にある事象について使うことには慎重な態度が必要とされるだろう。

今一つは「宮座」は肥後の研究以来、近畿地方の事例を中心に熟成されていった概念であり、近年徐々に研究が増えている中国地方や九州地方、あるいは東北地方などの事例については、「宮座」「株座」「村座」といった用語を単純に応用するだけでは分析しきれない面があると考ええるから

である。

これまでの「宮座」研究においては、「宮座」概念は研究者によって様々であるのに、ある程度議論が成立し、一定の研究蓄積がみられたのは、各研究者が個別の研究のなかで「宮座」として取り上げてきた対象に共通の特色があったためであろう。筆者はこれまで各研究者が「宮座」としてきた対象を、当屋制をもつ神社祭祀組織として整理することが可能だと考えている。すなわち「宮座」の概念についての議論とはまた別に、具体的な研究の中では当屋制をもつ神社祭祀組織が「宮座」として扱われてきたのであり、この点を重視するならば中世に発生し近世に大半が終焉した「宮座」という言葉をあえて民俗学的研究で使用するよりも、たとえば神社当屋制のような言葉でこれと呼ぶほうが用語に由来する混乱を避ける上で適切であるというのが現在の時点での筆者の見解である。またいわゆる「宮座」を当屋制の一環として明確に位置づけることは、全国の多様な神社祭祀組織の中でそれを位置づけ、また水利、林野管理、講、寺院組織、村落運営など他の社会組織運営との関連を考える上でも有効であると考えられる。「宮座」という桎梏から解放されたときに、神社祭祀組織に関する研究にははじめて大きな展望が開けるだろう。

本稿ではこのような前提にたち、山口県防府市域の神社祭祀組織を取り上げ、その組織構成を分析するとともに、歴史的な背景についても言及することを当面の目的としている。なお以下の文章における「当屋」「頭屋」などの表記については、一般的な立場での叙述においては「当屋」「当屋制」などの表記を用いるが、個別の事例の報告においてはそれぞれの地域で普通に筆記されている表記に従うこととしたい。

② 山口県下の「宮座」研究

次に本稿が対象とする防府市が含まれる山口県下における「宮座」およびそれに類似する祭祀組織についての先行研究をまず振り返ることとしたい。

すでに述べたように筆者はこれまで議論されてきた「宮座」を実態的には当屋制をもつ神社祭祀組織として理解した上で、本来は歴史用語である「宮座」という概念を前提とした議論の非生産性を指摘している。したがって研究史の整理にあたっては「宮座」という言葉を用いることは不適切かもしれない。しかしながら従前の研究においては、肥後などの研究に影響を受けて、当該の祭祀組織を「宮座」と呼称することが多くあり、それを他の言葉に置き換えて叙述していくこともまた難しい。したがって研究史を紹介する上では、各自の研究者が用いている用語をそのまま使用することを最初に断っておきたい。

山口県下における神社祭祀組織が初めて紹介されたのは、昭和初期にさかのぼる。防府の郷土史家であり、その該博な知識で宮本常一などにも影響を与えた御菌生翁甫は昭和五年（一九三〇）に、本稿でもとりあげる防府市春日神社の神事について報告を行っている。⁽³⁾この報告は肥後和男の宮座研究などに先行するものであり、文中「宮座」という言葉が用いられていないことに注意が必要であろう。ついで昭和一二年（一九三七）には石川卓美が『防長文化』に現在山口市に含まれる平清水八幡宮の宮座について報告している。⁽⁴⁾この報告は石川が柳田国男から贈られた『山村生活調査』二号所収の関敬吾「宮座に就いて」⁽⁵⁾に触発されたものであることを石川自らが記している点で、当時の宮座研究の展開のなかで出された研究といえるだろう。平清水八幡では明治八年（一九七五）ころに宮座が廃絶しており、石川の報告も古文書を中心としたものになっている。『防長文化』の次号には石川の報告に刺激されたかたちで、能美宗一が現山口市の中領八幡宮の神事芸能をとりあげた「宮座と神事役者」という報告をよせている。⁽⁶⁾同社には文明一〇年

（二四七八）の神事芸能の頭役帳が残されており、この史料を中心とした報告がなされている。また『防長文化』同号には佐伯通香・脇寿雄・吉本万二郎の三氏連名で「若宮神社の宮座」も掲載されている。⁽⁷⁾これは後に触れる現防府市の佐野若宮神社の神事や祭祀組織に関する報告である。このように昭和一二年ころには山口市や防府市などの周防地域を中心とした「宮座」に対する関心が地元の郷土史家などの間で一定程度まで高まったようであるが、残念ながらそれはその後継続発展していくことはなかった。また発表された雑誌が地方のものであったこともあって、この地域の事例報告が肥後和男など中央の研究者に影響を与えることも無かったようである。

戦前の山口県下における神社祭祀組織の研究が神事の報告や古文書の紹介を中心としたものであり、いまだこの地域の神社祭祀組織を村落社会との関係において歴史学的にあるいは民俗学的に分析する段階に至っていないことは、その時代がまだ宮座研究の揺籃期であったことを思えば当然のことであろう。しかしながら戦後、近畿地方を中心とする多くの民俗事例や宮座史料が集積され、原田敏明、萩原龍夫、安藤精一らによって包括的な研究が次々と出される段階になって以降も、⁽⁸⁾あるいは坪井洋文や藤井昭らによって岡山県や広島県についての研究が進められる段階となつてからも、山口県下における研究はそれほど活発なものとはならなかった。

昭和三四年（一九五九）、伊藤忠芳は『社会と伝承』に「阿川八幡の祭祀組織」を発表しているが、⁽⁹⁾これは豊浦郡豊北町の阿川八幡の神事についての報告である。この神事には六地区が交代で勤める花前、神輿担ぎをつとめる漁民の集団である浦衆、特定の家が勤める警固という三種の役割があり、近世文書なども交えてその成立過程を推測した研究で、短文ではあるがこの地域の祭祀組織の類型を明らかにした研究として注目すべきものであろう。また同じく『社会と伝承』に載せられた宮崎典

也の「オハケの一資料について」⁽¹¹⁾は原田敏明のオハケ研究に触発され宇部市西宮神社の例を紹介したものである。現在でも山口県下の神事においては本祭りの前にオハケという行事が行われるのが普通であるが、その大半は神社のしめ縄などを新調するものであり、近畿地方のオハケのように当屋の象徴となるものをオハケと呼ぶものは少ない。宮崎は近世後期の史料によってその時期には当屋や祭りを引き受けた村の庄屋の家の庭に竹に真藁を結びつけたものを建てた例を紹介している。近畿地方の祭祀との共通性を求めた研究といえるだろう。また『社会と伝承』には松岡利夫も「大歳祭と笑講」を発表し、防府市台道の笑い講を取り上げて⁽¹³⁾いる。笑い講については本稿でも考察の対象とするが、この行事は神社祭祀というよりも、当屋制によって大歳神を祭る講的な行事としての性格が強い。このような行事と、この地方の神社祭祀、あるいは近畿地方の「宮座」との関係は非常に重要な課題であるが、この段階で松岡はこの問題に触れていない。松岡はその後「祭祀組織と村落社会」⁽¹⁴⁾において再び笑い講を取り上げて、その文中では笑い講を「近畿地方でいうところの宮座の形のはっきりしているそれである。すなわち、若干の家筋が村を代表して直接祭儀の中心に立ち、他の人たちは間接的に縁辺から祭りに加わるに過ぎない、という体制である」とし、近畿のいわゆる株座型の「宮座」との類似性を指摘している。また松岡は笑い講の同族的性格を指摘し、氏神の祭祀が地縁的結合の強化につれて、氏子による祭祀へと移行していく過程で、笑い講は摂社の祭祀組織として同族的性格を残すに至ったという結論を導いている。

長州藩では近世にいくつか地誌が作られ、その中には在地の信仰に関する多彩な記載がみられる。これらの地誌を利用し、近年、高見寛孝『荒神信仰と地神首僧』⁽¹⁵⁾、徳丸亞木『森神信仰』の歴史民俗学的研究⁽¹⁶⁾などのまとまった研究が出版されている。荒神や森神などのいわゆる民間信仰を対象とした両書では神社祭祀との関係については当然のことながらそ

れほどふれられていないが、山口県下では荒神信仰も森神信仰も当屋制によって営まれる例が多く、これらと神社祭祀との関連についても当然注意が必要である。また荒神や森神が神社として祭祀されている例も多く、これらの民間信仰は神社祭祀とそれほど明確に区分できるわけではない。今後はこれら民間信仰の祭祀にみられる当屋制と神社祭祀の関係についての研究が必要とされるだろう。

以上述べてきたようにこれまでの民俗学的立場からの山口県下の神社祭祀組織に関する研究の数は中国地方他県と比較しても少なく、県下における状況を概括的に述べることすら困難な現状にある。しかしながらこれまでの研究を総合的にみてみると、組織面では春日神社のように特定の家が祭祀に関わる形と、阿川神社の花前のようにムラが交互に役を勤める形が存在することなどが除々に明らかになってきている。今後は事例の広域的な分布調査を進めるとともに、村落の社会構造との関係で個々の祭祀を詳細に分析する研究の集積が必要であろう。また最近の研究からは神社祭祀と大歳神や森神、荒神などの民間信仰的な祭祀との関連を明らかにする視点が必要になってきているといえる。さらに山口県下ではかならずしも専門的な研究とはいえないものの、祭祀を紹介する書籍などが相当数刊行されており⁽¹⁷⁾、それらによると県下には当屋制によって営まれている神社祭祀、あるいは山の神、荒神、森神などの祭祀が広く分布していることは間違いがない。従前から研究が進められてきた岡山県や広島県での研究成果と、近年着目されつつある九州での研究成果の関連を考察する上でも本州最西端の山口県下の神社祭祀組織の研究を進めることには大きな意味がある。

近年では中世史の立場から神社祭祀にアプローチする研究もみられるようになってきた。貝英幸は「周防国松崎天神社「十月会」と大内氏」⁽¹⁸⁾において、防府の松崎天神社の大行事役などの役職の差定について論じ、その中で祭祀への大内氏の関与や周防国衙の在庁官人の関与について指

摘している。また播磨定男は「神社祭礼と宮座」⁽¹⁹⁾において、光市にかつて存在した新屋河内賀茂神社の頭番文書について分析している。いずれも中世史料をもとにした研究であるが、県下では近世以降の宮座文書の紹介がそれほど進んでおらず、中世宮座と現行の祭祀組織の関係を確認できる例はほとんどない。現在の神社祭祀組織の性格を考える上でも、中世・近世にさかのぼる歴史的考察は不可欠であろう。

このような山口県下における神社祭祀組織の研究状況を鑑み、本稿においては聞き取り調査や観察調査によって知り得た情報をできるだけ詳しく紹介するとともに、祭祀を担う組織が村落社会のなかでいかなる意味を持っているのかを分析することをまず課題とする。また各事例の比較によって祭祀組織の類型化をはかるとともに、可能な限り歴史的分析をおこなうこととしたい。

③ 調査地の概況

以下、防府市内の諸事例について紹介することとしたいが、防府は山口県南部、瀬戸内海沿いに所在する人口約一二万七千人、面積約一八八、五九平方キロメートルの都市である。JR防府駅を中心として海岸部（旧三田尻地区）にかけて市街地が広がるが、その周辺には農村の景観が続く。地域の南側は平野部に含まれるが、近世以来海浜部の埋め立てが続けられ、海岸線は大きく南に前進している。防府はその名の通り古代に周防国の国府が置かれた場所で、防府市街地の東側では周防国衙の発掘調査が長らく続けられている。鎌倉時代以後は国司には東大寺僧が着任することが多く、これは形の上では江戸時代まで続いたので、全国的にも最も遅くまで国衙の影響力が残存していた地域といえる。国衙の継承や東大寺との密接な関係において、畿内との関係は瀬戸内地方のなかでもとりわけ強いものがあつた。近世には大半が長州藩の支配に

属していたが、明治三二年（一九八九）の町村制以後は一〇の町村にわかれ、昭和三〇年代までにいずれも防府市に合併されている。近年は海浜部に大工場がいくつも建てられ、防府駅周辺の再整備も進められている。

防府市域には多くの神社があるが、そのうち本稿においては先に述べた問題意識に基づき何らかの形で当屋制を持つ神社祭祀組織を取り上げている。

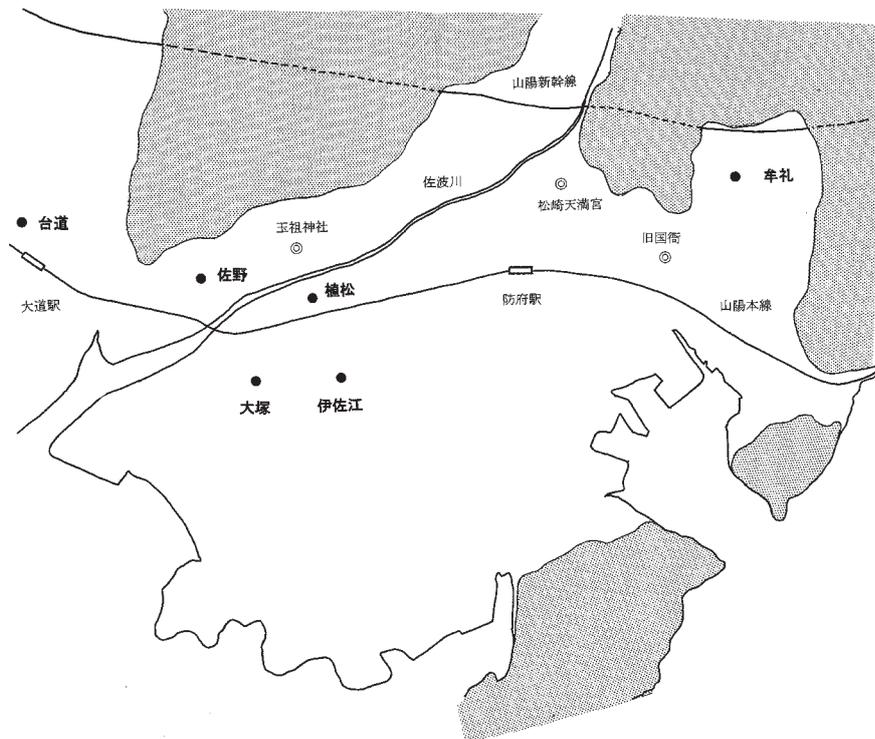


図1 調査地位置図

④ 牟礼・春日神社

まず、御蔭生翁甫によって昭和五年に『防長史学』で紹介されている牟礼坂本の春日神社の祭祀組織について紹介したい。⁽²⁰⁾

坂本はJR防府駅から東に四キロほど離れた牟礼地区の一集落で上と下に分かれている。牟礼地区は近世には牟礼村で、天保一三年(一八四二)に完成した長州藩の地誌『防長風土注進案』⁽²¹⁾によると牟礼村には全部で二三の小名があるとされている。この小名は村内の小区画を意味しており、坂本はその一つとして『防長風土注進案』に記載されている。春日神社は坂本の北端に所在しており、現在の氏子範囲は、ほぼ近世の牟礼村

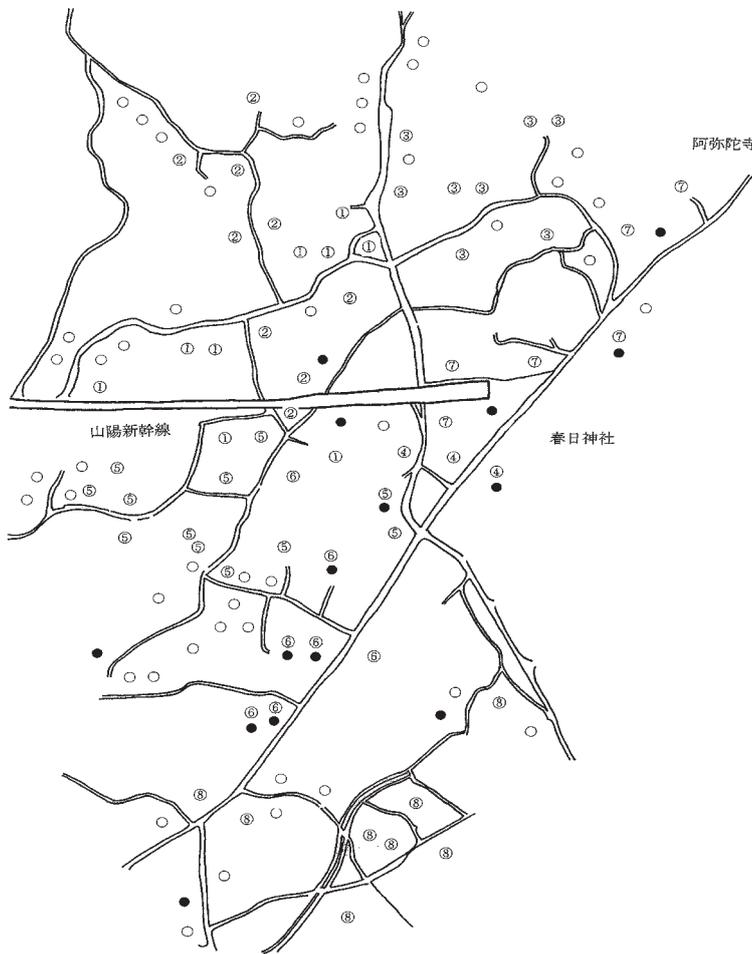


図2 牟礼坂本地区在庁と大頭講員の分布

に重なるが新興の住宅などを含んでいる。春日神社は一二世紀の末に東大寺僧重源が、源平の戦いによって焼失した東大寺再興の準備のため周防国に赴いた際に、奈良の春日社から勧請した神社であると伝えられる。周防国は造東大寺知行国として重源に預けられたが、重源はその拠点として牟礼の最も山沿いの場所に阿弥陀寺を創建した。また阿弥陀寺の守護として数社の神社を勧請したとされ、春日神社はその一つとされる。阿弥陀寺に残る巨大な鋳物の鉄宝塔にも春日の文字がみられる。

この春日神社では現在一〇月の初旬に秋祭りが行われているが、その際に重要な役割を果たす祭祀組織として在庁と呼ばれるものがある。在庁は牟礼のなかでも坂本地区の一五軒によって組織されており、その家は代々決まっている。図2の●印が在庁のメンバーの家を示している。

在庁のメンバーは原則として世代を超えて不同で本家の家が多いといわれているが、本家が地区外に転出するときは地区内のシンヤと呼ばれる分家に代わっていった例が過去にはあるという。在庁のメンバーは秋祭りの時以外に集まることはなく、また組織内に長老の制度もない。また秋祭りの際には順番に後に述べる三役という役目を務める。

在庁の中の貞光家の庭には面堂という小さな建物がある。現在はコンクリート製であるが、かつては木製の小さな蔵のような建物であった。これはかつて翁の面を納めていた建物で、現在は面を神社に納めているが建物だけが残されている。この面は貞光家の田地に舞い降りたという伝承や、面は貞光家が藩主の毛利公からいただいたという伝承がある。この面は木箱に入れられており、何人もこの面を見ると眼がつぶれるといわれ箱から出されることはない。この面堂の由来もあって貞光家は在庁

の家の中でも少し特別に認識されている。在庁は現在では庭神事奉仕会という組織を作っているが、春日神社の神官やメンバーからも普通は在庁、在庁さんなどと呼ばれている。⁽²²⁾

次に在庁の役割を中心に、春日神社の秋祭りの進行を眺めていきたい。筆者は二〇〇四年の一〇月にこの行事を見学したが、現在では秋祭りは一〇月の第二土曜、日曜に行われている。この年は一〇月の九日、一〇日が秋祭りであった。祭りの一週間前の日曜日にオハケと呼ばれる行事が行われる。オハケは先述の通り山口県の神社祭祀でたびたび見られる行事で、祭りの前にしめ縄を作る行事を意味することが多い。春日神社においても七本のしめ縄が作られ、鳥居や社務所、境内の小社などにつけられる。餅米藁一五束ほどが必要であるが、これは在庁の家から集める。またオハケ行事には在庁のメンバーが全員参加して作業を行う。このしめ縄は一年間かけられる。

在庁の中には三役と呼ばれる役割があり、三役に当たった者は宵祭りの供物や直会の食事を用意し、二日目の本祭りの際には金幣、神幣と呼ばれる二本の御幣と大櫛を持って行列に参加することとなっている。⁽²³⁾ 供物は宵宮の神事が始まる前に本殿に供えられ、次の三種からなる。三種類の供物はそれぞれ一人の三役が用意し、三役は毎年一人ずつ替わっていく。

- ① 一年目の三役は、茅の軸の部分で作った箸と、ハゼという供物を作る。ハゼは餅米を脱穀しないで、初のままホーロクで炒って中を割ったいわばポップコーンのようなものである。
- ② 二年目の者はスイモンという供物を作る。これは大根の葉を塩漬にしたものである。
- ③ 最終年にあたる三年目の三役は、里芋・昆布・こんにゃく・ゴボウ・竹輪の五種が入った煮物を作る。これはニシメと呼ばれる。この三種の供物と同じものは宵宮の庭神事が終わったあとの直会で

も、へぎと呼ばれる木製の素朴な膳に載せて出される。

宵宮の中心となるのは在庁による庭神事と呼ばれる芸能の奉納である。庭神事は午後八時から行われる。図3は現在の春日神社境内の様子である。現在は社務所の一角が庁屋と呼ばれ、直会などが行われているが、かつては境内の別の場所に庁屋があった。境内には四方に竹を立て縄を張って結界した場所が設けられ、その内部に筵が二列敷かれる。この空間は庭と呼ばれることから、ここで行われる行事は庭神事といわれている。庭の筵に在庁のメンバーが座し、その前で芸能が行われることになる。ただ二〇〇四年は雨のために拝殿の中で庭神事が行われた。八時前になると、在庁のメンバーは庁屋に集まり、コの字型に配置された机の前に座す。庭神事の田楽踊りに参加する子どもたちも座り、宮司によって簡単な神事がおこなわれる。宮司は庭のほうをむいて祝詞をとる。神事が終わると在庁のメンバーの杯に酒が注がれ、一同拍手の後に飲み干す。また机の上に用意された直会の食物に一口だけ口をつけて一同は拝殿(例年ならば庭)に移動する。

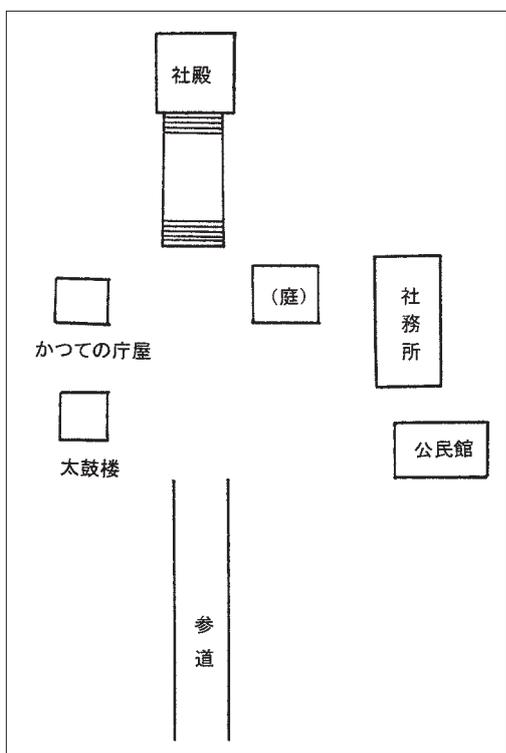


図3 春日神社の境内略図

最初に行われるのは七人の子どもによる田楽踊りである。子どもの装束は写真1のようなもので、頭に白い大きな笠を被るのが特色である。傘の外周からは白い紙がたれている。子どもたちは元来在庁の家から出していたが、今は人数が少なくなったので坂本在住の者で五～六年生の男子に在庁から依頼して務めてもらうようになっていた。在庁は、右側には三役がすわり、その上手に在庁の一人が太鼓を叩くためにすわる。左側には一番上手に宮司が着座し、ついで残りの在庁のメンバーがすわるが、座順に明確な規則はなく、特に年齢順に座るわけでもない。在庁たちは自分の前に提灯を置く。電灯は消され提灯の灯りだけで田楽踊りが行われる。太鼓が叩かれると、子どもが入場する。かぶっている笠は蓮華といわれ、直径の大きな大蓮華を二人、中蓮華を三人、小蓮華を二人が被る。中蓮華の三人は身体の前に締め太鼓をつるしてそれを叩く。本来は在庁のうち三人が横笛を吹き、それに合わせて子どもが太鼓をたたきながら舞うのであるが、現在では笛のテープに合わせて舞う形になっている。子どもたちは在庁から出てきて庭で田楽踊りを行うことになっているが、二〇〇四年は拝殿で庭神事が行われたため、拝殿の横か



写真1 田楽踊り



写真2 獅子

ら正面にまわり、在庁の面々が座す前に登場する形となった。

田楽踊りは一五分程度で終了し、次に獅子という行事がおこなわれる。太鼓が叩かれると獅子が庭に登場する。在庁の中の若い二人が獅子の面を被って笛にあわせて登場し、在庁のメンバーの顔を数回往復する。舞いのような所作はほとんどなく、時折在庁の人の頭をかむ所作をおこなう。その後正面の台の上に獅子頭を置いて退場する。

その後、翁渡しが行われる。宮司が本殿の中に入り、その中に納められた翁面が入った箱を取り出す。宮司は口にマスクをして木箱を手に持つと、一同の前を一回まわりふたたび本殿に納める。このとき在庁の人々は木箱に対して拍手を打つ。木箱を本殿に納めると宮司はいさつし庭神事は終了する。時間は九時ごろになっている。そのうち在庁でふたたび直会が行われ、一〇時ごろには解散となる。

以上のように庭神事を中心とする宵宮の行事は、神官と在庁のメンバーだけで行われ、一般の氏子はまったく参加しない。これに対して翌日の本祭りでは在庁の関与は限定されたものとなっている。

翌日は一〇時から本殿において神事がおこなわれるが、それに先だつて早朝から境内で準備が行われている。庭神事のための竹などは撤去され、この日行われる歌謡ショーのために舞台が作られる。露店も出され神事の前から多くの人で境内は賑わう。神事は一〇時から始まり、拝殿には各行事区の総代らが着座する。宮司は祝詞をあげて本殿に供饌をし、その後巫女四名による神楽などがおこなわれる。次いで宮司、総代らが玉串奉納をして一〇時四〇分ごろに神事は終了する。このころから境内では空手の団体による演舞や、鬼太鼓という創作太鼓の披露などが次々におこなわれ、見物客で一杯になる。また一二時からは餅まきも行われ境内はおおいに賑わう。神幸が発する午後一時前には、参加する行事区の人々も少しずつ集まっている。行事区とは氏子範囲の二九自治会を四つにわけたもので、毎年交代で神幸を担当する。一二時五〇分になる

と拝殿前に参加者が集合し、宮司によるお祓いののち、本年の行市区代表が挨拶をおこない、神幸の行列が出発する。行列の順番は次の通りである。

- ① 鬼の面をかぶった氏子青年会のメンバー。防府地域の祭りにおいてはかつて青年たちが自作の鬼の面をかぶって祭りにあられ周囲を驚かせるという風習があり、ことに春日神社の秋祭りは鬼祭りとも呼ばれていた。この鬼面の行列への参加はそのころの名残である。
 - ② 大汐。桶にいった塩水を榊ではらい、道を清める役割をいう。氏子青年会の人が務める。
 - ③ 獅子。庭神事で用いられた獅子。前日と同じで在庁の中で年齢の若い人が務める。
 - ④ 五色旗・神鉾。当番の行市区の人が持つ。
 - ⑤ 鬼面。当番の行市区の人が鬼面をかぶる。
 - ⑥ 金幣、神幣、大榊。在庁の三役が持つ。これは前述の通り、在庁のメンバーが交代で勤める。
 - ⑦ 神輿。当番の行市区の人が担ぐ。
 - ⑧ 網代。当番の行市区の人が担ぐ。網代とは竹を編んで作った箱状のもので防府周辺の神幸祭では神輿などと同じように神体の移動に用いられることが多い。
 - ⑨ 宮司・巫女。
- 神幸の行列は神社の鳥居までは徒歩で進むが、そこからは自動車に乗り、氏子地域を回る。自治会ごとに駐輦地がありそこでお祓いの神事が行われる。神幸は午後六時に神社に還御するが、その間二四か所で神事を行う。還御後御霊移しの神事がおこなわれ、春日神社の秋祭りは終了する。
- 以上のように本祭りの神幸行事においては、在庁は三役が金幣・神幣・大榊を持って行列に参加するほかは、獅子が参加するだけであり、その

役割はそれほど大きくはない。この行事は行市区が中心となった行事といえるが、各行市区は実質的には自治体の役員の実合体に近い性格を持っている。

以上が春日神社の秋祭りの様子であるが、その中で特に庭神事を中心とした宵宮では在庁という組織が大きな役割を果たしていることがわかる。在庁は広い氏子地域の中でも、神社が鎮座する坂本の特定の家だけが参加する組織であり、肥後和男が『宮座の研究』²⁴で提示した株座に近い性格を持つものといえる。また三役と呼ばれる役割が供物の調製や行列への参加などを担当しており、これがある種の当屋とすることもできるだろう。面堂をもつ貞光家という家がやや特権的な地位を占めていることが指摘できるが、中国山地などに見られる名を単位とした当屋制などとは随分異なっている。むしろ近畿地方でよくみられるタイプの祭祀組織に似た面をもっているといえるかもしれない。しかしながら年齢階梯制や長老制などの要素は今日ではまったく観察できない。

次にこの春日神社の秋祭りと在庁について、可能な限り歴史的な考察をおこないたい。そもそも筆者が防府市内の当屋制度の研究を始めたのは、春日神社の「在庁」という祭祀組織の名称に関心を抱いたことが契機となっている。防府には古代から周防国衙がおかれ、それは他国に比して随分後年まで継続していた。これは周防国が重源の東大寺再興時に造東大寺知行国とされたことを契機に、東大寺僧が国司に任命されたためだといわれる。周防の有力者は、国衙に出仕し、在庁官人と呼ばれていたが、春日神社の在庁という名称は間違いなく国衙の在庁官人と関連するものであろう。しかしながら牟礼のなかでも坂本の旧家のすべてがかつての在庁官人の流れを汲むとは考え難い。防府市街の北側に鎮座する松崎天満宮の祭祀にも在庁という役割が、少なくとも戦国期には見られ、文亀元年の文書からは祭祀の在庁給をまかなう社役田が設けられていたこともわかる²⁵。松崎天満宮では近世になってからも在庁は祭祀の役

職名として受け継がれている。⁽²⁶⁾ 中世のある時期まで松崎天満宮の祭祀に在庁官人が実際に参加した可能性が大きいと思われるが、その名称だけがかつての国衙に近い春日神社の祭祀組織に取り入れられた可能性が高いだろう。庭神事の田楽の内容などからみても春日神社の神事や在庁の歴史は古くまでさかのぼることが想像できるが、在庁や春日神社には古文書が伝来しておらず、その歴史を探るためには近世地誌に依拠するしかない。

防長地域では近世、萩藩によっていくつかの地誌が作成されているが、ことに享保年間以降に村方から藩に提出された寺社由緒を集めた『防長寺社由来』および、天保一三年（一八四二）の『防長風土注進案』は寺社のみならず、民間信仰に関する記載も多い地誌で、先述のように近年では民俗学の立場からもこれらを利用した研究が増えている。春日神社の祭祀や祭祀組織についても両書には興味深い記載がみられる。

『防長寺社由来』⁽²⁷⁾

春日大明神年中行事

正月三ヶ日神供上ヶ御神楽執行仕候

二月九日 御祭始神供上ヶ御神楽執行、於広庭在庁人歩射相勤申候

五月五日 御神楽執行仕候

九月八日より九日御祭礼、八日の夜御神楽執行仕候、於広庭在庁人社例の田楽踊獅子舞仕候、右の人数の内筋目の者上下を着仕、翁の面箱の作法勤申候、此夜馬場にて氏子の者神事相撲取申候、九日神供上ヶ御湯立神楽執行仕候、於庁屋神事の奉幣仕候、居祭にて御幸ハ無御座候、領主よりの流鏝馬御座候事

十二月晦日 御神楽執行仕候

引用した部分は寛保元年（一七四一）に春日神社神主鈴木和泉から藩に提出された由緒の一部である。これによると、当時は二月九日に在庁によって歩射の行事がおこなわれていたが、これは現在ではみられない。

また九月八日、九日におこなわれていた秋祭りにも現在と異なる点がある。宵祭りに奉納されていた田楽踊り、獅子舞、翁渡しなどは今日と同様であるが、現在は宮司によっておこなわれている翁渡しは、当時は在庁のうち「筋目の者」が袴をきて執行していた。また宵祭りには神事相撲が奉納されていたことも記されている。九日の本祭りの内容は現在とまったく異なっている。当時はこの日に湯立神楽があり、また奉幣がおこなわれていたが、現在のような神輿の神幸はなく、「居祭」で領主より流鏝馬の奉納があった。これらの記載からすでに近世中期には在庁という組織が存在し、秋祭りの中で中心的な役割を担っていた状況が読み取れる。また本祭りの神幸はなく、現在では神幸において主要な役割を果たしている氏子の関与はほとんどみられなかったことが読み取れる。

『防長風土注進案』⁽²⁸⁾の春日神社に関する記載はさらに詳しい。少し長くなるが引用してみよう。

祭事次第

春祭り二月十四日夜七拾五膳相備、同十五日神酒御供相備神主奉幣相済、広庭二而在庁之内俗大宮司俗神主年寄と申者歩射儀式有之候事

但在庁之事阿弥陀寺正治式年棟札二代々留守所在在庁官人を以為壇越ト有之、当時神事立合之家筋式拾九軒有之、御祭礼之節等上下着用二而所勤致候、其内二大宮司神主兼獅子頭等唱候者茂地下宗門之俗人二而御座候事

正祭礼九月九日十日也、九月三日大当ト称在庁之者当屋を相定寄集り、祭礼之節之田楽踊獅子舞等之役割相定候事

同四日齋竹揚神主勤之、七日前神事と号し田楽踊り獅子舞翁渡等俗神主宅二而ならし候二付、肴酒等神主家より相渡候、九日夜庁屋二而在庁役付之者酒飯等之儀式有之、神主社頭に出勤夜八ツ時庁ノ屋之前広庭二而薪を焼田楽と号志、在庁之者四人たんば二而拵た

る大キ成傘ノ如き物を冠り、白衣に黒之上下着用ニ而立廻り候、庁屋方笛太鼓ニ而囃子候、其後獅子舞、次ニ翁渡しと号し俗神主何某面箱を持出儀式有之、夜神事相済候事

十日夜前之如く在庁之者庁屋ニ集り酒飯等之儀式相済在庁方社頭に案内あり、神主庁屋江行奉幣相勤、次ニ広前ニ而湯立神事式、次ニ流鏑馬ニ而神式相済候事

御祈禱歌連歌興行有之候事

祭賑神事狂言氏子六組各番ニメ興行致来候事

(中略)

右神前事引受ニ被仰付候、屋敷畠式畝式拾式歩国衛ニ御領主様方御除キ有之候事

俗大宮司高橋静馬

右屋敷六畝式拾九歩御領主様方同断

俗神子獅々頭兼帯

上田良作

右屋敷九畝拾三步同断

在庁 式拾九軒

右農家之内ニ有之候事

この史料の内容から、天保期には在庁が二九軒あり、その中に俗大宮司、俗神主（俗神子と同じか）および年寄などの役割が存在したことがわかる。俗大宮司、俗神子は屋敷地の除地が領主にも認められており特定の家が継承していたことが推定される。翁渡しをしていた俗神主は現在の貞光家と系譜関係が想定できるだろう。年寄については家による役割なのか、年齢的に上位の者が勤めていたのかはよくわからない。またこの時期には今日では不明瞭になっている当屋の制度があり、九月三日に役割を決める寄合を行っていた。

祭事についても春秋の祭日が異なる以外は、先に述べた享保期の状況

とそれほどの変化はみられないが、本祭りに流鏑馬以外に連歌興行や狂言が行われるようになったのは新しい要素であろう。ことに「祭賑神事狂言氏子六組各番ニメ興行致来候事」とあるのは、天保期にはすでに氏子の祭礼への関与がみられることがわかり注目される。この問題については後にまた検討することとしたい。今日のような神幸がいつ始まったのかは神社でも不明であるが、このような氏子の関与がさらに発展したものと神幸がはじまったことが想定できる。祭事全体に対する在庁の主導性はこの面において少しづつ低下していったと思われる。

⑤ 佐野・若宮神社

次に春日神社の在庁に類似した祭祀組織をいくつかみていきたい。防府市街地の北を流れる佐波川を渡ったところに佐野という集落があり、若宮神社が鎮座している。若宮とは佐野から東に一キロほどはなれた大崎に鎮座する玉祖神社の若宮という意味である。玉祖神社は周防一宮であり、松崎天満宮とならんでこの地域の神社祭祀に大きな影響力を持っている。以下、若宮神社の祭祀については同社の宮司を兼職する玉祖神社宮司の吉野正修氏にお話をうかがったが、組織自体は数年前に廃絶していることから以下の記載に関しては吉野氏の論文「玉祖若宮神社の宮座について」⁽²⁹⁾も参照させていただいたことを最初におきたい。

佐野は古くから土師質の焼き物佐野焼の産地として知られていたが、『防長風土注進案』⁽³⁰⁾には佐野焼について次のような由緒が記されている。

三足土鍋 昔、仲哀天皇・神功皇后筑紫を征伐し給ふ時当所御船を寄られ、澤田之長澤田中比土田と称し、今は内田と申候、当時弥三郎家也に命して高田の土高田は姫山之麓に有りを以て三足の土鍋を作り、御供を炊き大器を作りて御供を盛り、玉屋の明神ニ備えて軍の吉兆を卜なひ祭り給ふ例ニ而、(後略)

このように佐野焼には仲哀天皇・神功皇后に関連する伝承が残されて

おり、玉祖神社の祭祀と関連する由緒が伝えられていた。また職人たちが居住する佐野の若宮神社においても、職人らは宮座と称する祭祀組織を結成し神社の祭祀にあたっていた。職人集団による祭祀組織として注目すべき事例であろう。佐野焼は昭和四〇年代に廃絶したが、その後も宮座の行事は最近まで続けられてきた。吉野宮司は前掲の論文のなかで、昭和一〇年頃に玉祖神社祢宜伯通香・地元の医師脇寿雄・吉本万二郎の三名によって便せんに記された「若宮神社の宮座」という史料を紹介され、そこに記されたものとはほぼ同じ内容が「現在もほとんどかわることなく運営されている」と述べられている。この史料は三名によって『防長史学』一卷三号（一九三七年）に発表された「若宮神社の宮座」の原稿であると考えられるので、ここではこの「若宮神社の宮座」に従いながら昭和前期の若宮神社の祭祀について概観していききたい。まず祭祀組織について「若宮神社の宮座」には「若宮神社鎮座の頃佐野に居住するもの十二戸なりしを以て、今に至るまで本當役を勤仕する家十二軒にして、その後人口繁衍したるも其の遺例を伝へ、他を協當と称して祭儀に預らしむることなれり」とあり、一二軒からなる本當とその他の協當という組織があったことがわかる。この組織についてはさらに詳しい説明が続く。まず本當については「祭祀を奉仕する主たるものを宮座と云ふ。宮座は田村・内田・町田の三家年番にて奉仕す。宮座の下に本當九人あり。三人宛宮座に分属して祭事一切のことを担任す。本當は例祭の節拝殿中央北面して座し、祭儀訖れば宮座の家に於て酒宴をなす。其の儀古格を存す。」と説明されている。これによって本當とは別に三軒が宮座と称されていたことがわかる。このうち内田家は佐野焼伝承に登場する澤田長の子孫といわれていた家である。また協當については「山田庄、向庄、上庄、前庄、中河内、宮ノ下、井令、澤田、台ヶ原、遠ヶ崎、川開作の十一小字より各其の代表者を祭典に列せしむ。これを協當と云ふ。協當は、御卜に依り座席の順を定め、側面相對して座す。祭儀訖りて各々其

組に帰り酒宴を張る。其儀別に定むるものなし」と記されており、佐野の各ムラから代表者がでていた。各ムラで協當をどのように選んでいたのかは述べられていないが、吉野宮司の談によるとムラのなかで当番があり参加者は毎年かわっていたという。また「若宮神社の宮座」には古老の話として、明治初年に佐野村内で「地区改正」をしたが、その際に四組の協當を一一組に改めたことが載せられている。前掲論文には次に祭りの次第が載せられている。祭りはかつて旧暦二月一〇日であったが、新暦になってからは三月一〇日となっている。前日の儀については「前日早朝ヨリ本當役ノモノ四名出仕シテ社殿以下境内ヲ洒掃シ、一二鳥居ニしめ繩ヲ懸ケ、神庫ヲ開キ祭儀ヲ点検ス。日没神職社參シテ神樂ヲ奏ス」と記されており、本當役が祭りの準備に当たっていた。吉野宮司によれば本當役とは本當九名を三名づつ三組にわけ、これが毎年交代で勤めたものだという。当日の儀としては朝一〇時三〇分から宮司によって修祓に始まる神事が行われ、ついで御卜ノ式が行われていた。これは「是ヨリ先本當役組名ヲ書キタル御籤ヲ神前ニ供ス。次神職協當御卜ノ祝詞ヲ奏ス。次神職御幣ヲ持チ御籤ヲナス。次本當役御籤ヲ受ケ協當ノ席次ヲ宣ス」という内容であった。吉野宮司によると最近まで行われていた祭りでも神事の時までは、本當も協當も順不同にすわり、御卜の儀の際には全員が席を立て一旦部屋の脇で待機し、その間に神職が協當の組名を紙に書いた籤を御幣で引いて、本當役の者が引かれた組の名を書いた紙を拝殿の周りの柱に順次掲示したという。籤がすべて終わると協當は貼られた紙の前に着座していた。つまりこの籤は当年の協當の席次を決定するために行われていたのである。「若宮神社の宮座」には図4のように座配図も載せられている。ついで直会がおこなわれていた。配膳をするのはその年の本當役で、膳は「黒塗木盆ニ黄粉ヲ付ケタル板餅二枚ヲ敷キ、一二三星紋素焼ノ土器ト黄粉ヲ付ケタル小サキ餅二切ヲ盛りタル瓦ケト椀ノ丸箸ヲ載ス」といった内容である。吉野宮司の談による

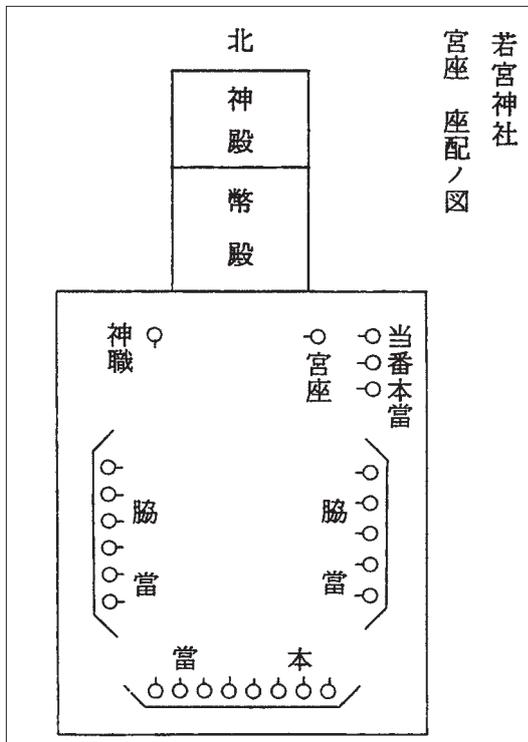


図4 若宮神社 宮座配ノ図

と数年前まで行われていた宮座の直会の膳もほぼこの通りであったという。「若宮神社の宮座」によると、直会はず宮座挨拶に始まり、本當役のもの神職・本當・脇當の順に酌をして終わることが書かれており、その後本當は酒宴を行っていた。これは「宮座ノ家ニ於テハ神職次年ノ宮座二名ヲ上席トス、献立ハ古例ヲ改メズ一汁二菜ニシテ椀ノ蓋ヲ以テ酒盃ニ代ヘ簡素ヲ以テ本旨トス」というもので、宮座の家に場所をかねておこなわれていたようである。以上が「若宮神社の宮座」による昭和前期の若宮神社の祭りの様子であるが、吉野宮司によるとこれはほとんどかわることなく廃絶するまで続けられていたという。

佐野若宮神社の祭祀組織はまず宮座と呼ばれていたことが注目されるが、これは祭祀組織の中の特定の三軒を指す言葉であることにも留意しておく必要があるだろう。また本當の他に、脇當という組織があり、これは氏子圈に含まれるムラを代表するものであるが、その役割はきわめてあいまいである。先にみた春日神社では、氏子の関与は明らかに江戸

後期以降に始まったものであった。また在庁と氏子の役割は明確に区別されており、それはある程度今日にも引き継がれているが、佐野若宮神社では氏子の代表が脇當という形で祭祀組織の内部に組み込まれていたのが特色といえる。しかしながら佐野若宮神社の祭事や祭祀組織については、近世の地誌にもほとんど記載はなく残念ながらその歴史的な展開を知ることができない。

⑥ 大塚玉祖神社

大塚は防府市街地の南側に所在する地区である。近世には伊佐江村の一部であった時期もあり、このことが後述する伊佐江八幡神社との氏子範囲の境界を複雑にしている。

大塚の玉祖神社にもまた肥後和男のいう株座型の祭祀組織が存在している。この神社に関しては慶長二年（一五九七）にさかのぼる史料が残されており、松崎天満宮、玉祖神社といった大社以外ではもっとも古い時期までその祭祀組織の歴史が確認できる例でもある。大塚の集落は戦前までは現在地よりも東にあったが、陸軍防府飛行場ができたために昭和一七年に現在地に移転した。またその時に大塚玉祖神社も移転している。

大塚玉祖神社の一番主要な行事は正月に行われる祭りである。もともとは一月七日が祭りの日であったが、現在ではそれに近い日曜日に行われている。この祭りに関わる家は当屋と呼ばれており二五軒ある⁽³¹⁾。大塚には現在二〇〇軒程度の家があり、そのうち一五〇軒ほどが大塚玉祖神社の氏子となっているが、うち二五軒だけが当屋として祭りに直接かわるようになっていて、毎年本當が一軒、寄當が五軒あたり、祭りの世話を勤めている。本當はかつては前年の祭りの時に籤で選ばれていたが、今は順番で勤めることになっている。また寄當については表があつてそ

の表にしたがって毎年五軒づつ勤めている。

祭りの一週間前に集落の会館でオオハケを作る。この行事は以前は祭りの前日に本当の家でおこなわれ、藁も本当がすべて負担していた。オオハケとは神社の鳥居にかけるしめ縄のことである。これを作る行事もオオハケと呼んでいる。祭りは朝一〇時に太鼓が鳴らされると氏子が神社に参り、神官によって神事が行われる。そのあと会館で直会がおこなわれる。この直会の場もかつては本当宅であった。毎年祭りの前に寄当が出頭銭と米二合ずつを氏子から集め、寄当が料理を作った。寄当の家からは一家から男女二人が出るようになっており、女の人が料理を作り、男が給仕をすることになっていた。かつては女性は裏方で直会には出なかったが、今は出席するようになっていた。直会で当屋が座る順番は年齢順であるが、以前は家の順であったという。

本当が担当する行事としてはこの正月の祭りのほかに、七月二二日に行われる御回がある。これは大塚玉祖神社（一般的には明神さんと呼ばれる）の祭りで、神様が米ができていくを見回る行事といわれている。神社で神官によって祝詞があげられてから、本当・寄当が行列を組み、幟をたてたり、鉦・太鼓をたたいたりして村なかをまわる。通る道は決まっている。前年の祭りで本当に当たると、一年間オム口と呼ばれる小さな社を家に持って帰りそれを一年間まつることになっている。また本当に当たると、寄当を家に呼んで宴席を設けることになっていたがこれは現在おこなわれていない。

大塚玉祖神社の当屋による祭祀については大崎の玉祖神社に「玉祖明神御縁起」という史料が保管されている。³²⁾これは慶長二年（一五九七）から書き始められているが、寛政七年（一七九五）に火災のため焼失し、その後神主が持っていた控えを書写して以後天保七年（一八三六）まで書き継がれたものである。これには大塚玉祖神社の年々の頭屋の名前が記されており、そのほか神社のみならず大塚村内や周辺地域の

出来事なども記載されている。表1はその頭屋の名前を一覧にしたものである。人名のあとに付した数字は、同じ名前が何度目に登場したのかを示している。数字がない人名は一度しか登場しなかったものである。慶長二年からはじまる記録であるが、この年に玉祖神社の頭屋による祭祀が創始されたのか否かはこの史料のみでは判断することができない。慶長期には毎年二人が頭屋を勤めており、たとえば善次郎は慶長五年（一六〇〇）と慶長九年（一六一四）に、また久右衛門は慶長八年（一六〇三）と慶長二〇年（一六一五）に頭屋として名前が載せられている。だいたい二〇人から三〇程度で頭屋をまわっていたことが推測できるが、くじ引きで選ばれていたためか順序に秩序がなく正確な判断はできない。元和三（一六一七）年に当屋は三名となるが、数年にしてまた二名となり元和七年（一六二二）以降しばらくは三名の時代が続く。延宝二年（一六七四）からは頭屋の数が四名となる。「玉祖明神御縁起」は正徳三年以降当屋の名前について記載がなくなるが、焼失後の文政七年（一八二四）からはふたたび当屋の名前が記されるようになる。それ以降は一度だけ六名の年があるだけで、あとは五名が頭屋を務めている。このように当初二名であった頭屋が最終的には五名となっていた背景としては、当然のことながら祭祀組織を構成する人数の拡大が考えられる。ただ比較的規則的で正しく頭屋を務め、おそらくは籤の結果とは独立して頭屋を勤めることになっていたと思われる光宗寺は、寛永一八（一六三九）、慶安四（一六五二）、寛文二（一六六二）、延宝三（一六七五）、貞享二（一六八五）、元禄七（一六九四）、元禄一五（一七〇二）、宝永六（一七〇九）に頭屋を務め、また記録の焼失後も文政一二（一八二九）、天保七（一八三六）に頭屋となっている。前回の頭屋からの年数と、その間の頭屋の総数を計算すると表2のようになる。この表からみると頭屋を務める人の総数はおおむね三〇人から四〇人の間で、それが天保以後漸次減少して現在の二五軒という数に至っているものと考えられる。

表1 「玉祖神社御縁起」にみられる頭屋

年	西暦	当屋1	当屋2	当屋3	当屋4	当屋5	その他・神社に関する記載
慶長2	1597	浄正	源十郎				(一番)
慶長3	1598	喜四郎	藤市				(二番)
慶長4	1599	惣兵衛	善兵衛				(三番)
慶長5	1600	善次郎	新蔵				(四番)
慶長6	1601	五郎左衛門	又左衛門				(五番)
慶長7	1602	与四郎	孫七				(六番)
慶長8	1603	久右衛門	善左衛門				(七番)
慶長9	1604	十左衛門	弥次郎				(八番)
慶長10	1605	久左衛門	善四郎				
慶長11	1606						
慶長12	1607						
慶長13	1608						
慶長14	1609						
慶長15	1610	与三右衛門	藤左衛門				(十四番)
慶長16	1611	新左衛門	新五郎				(十五番)
慶長17	1612	彦左衛門	六郎右衛門				(十六番)
慶長18	1613	孫十郎	弥右衛門				(十七番)
慶長19	1614	善次郎2	五郎				(十八番)
慶長20	1615	久右衛門2	吉左衛門				(十九番)
元和2	1616	源助	新兵衛				(廿番)
元和3	1617	四郎右衛門	久右衛門3	弥次郎2			(廿一番)
元和4	1618	小左衛門	介左衛門				(廿二番)
元和5	1619						(廿三番)
元和6	1620	千兵衛	九兵衛				(廿四番)
元和7	1621	善四郎2	浄正2	源十郎2			(廿五番)
元和8	1622	孫左衛門	喜右衛門	吉兵衛			(廿六番)
元和9	1623	新五郎2	四郎右衛門2	又十郎	源次郎		(廿七番)
寛永元	1624	六左衛門	孫之丞	忠左衛門			
寛永2	1625	善四郎3	孫十郎2				
寛永3	1626	新兵衛2	善左衛門2	久右衛門4			
寛永4	1627	孫兵衛	孫右衛門	与四郎2			
寛永5	1628	左馬之允	源介2				
寛永6	1629	千右衛門	九兵衛2	与兵衛			
寛永7	1630	覚兵衛	九郎	長三郎			(寛永8・9年の記載なし)
寛永10	1633	六左衛門2	与右衛門	孫左衛門2			(寛永11～16年の記載なし)
寛永17	1640	藤兵衛	吉蔵	長三郎2			
寛永18	1641	光宗寺	十郎右衛門	孫介			
寛永19	1642	吉兵衛2	新右衛門2	喜左衛門			
寛永20	1643	次郎右衛門	太郎右衛門	勝五郎			
寛永21	1644	完蔵	六郎左衛門	十右衛門			
正保2	1645	空右衛門	七右衛門	長右衛門			
正保3	1646	久左衛門2	七左衛門	宗左衛門			
正保4	1647	善兵衛2	善右衛門	九兵衛3			
慶安元	1648	源次郎	藤次之丞	小左衛門2			
慶安2	1649	六左衛門3	与左衛門	孫左衛門3			
慶安3	1650	左馬之允2	新介	道入			
慶安4	1651	儀正衛門	善蔵	光宗寺2			
承応元	1652	新右衛門3	与三右衛門2	喜右衛門2			
承応2	1653	左馬の允3	吉兵衛3	長右衛門2			
承応3	1654	八郎右衛門	与左衛門2	与介			
明暦元	1655	空左衛門	十右衛門2	七右衛門2			
明暦2	1656	宗左衛門2	久右衛門5	太郎左衛門			
明暦3	1657	善右衛門2	万右衛門	宗左衛門3			
万治元	1658	孫次郎	小左衛門3	左兵衛			
万治2	1659	神左衛門	九右衛門	大助			
万治3	1660	十右衛門3	六左衛門4	与右衛門2			
寛文元	1661	新介2	文右衛門	左馬之允3			
寛文2	1662	光宗寺3	次之介	十右衛門4			
寛文3	1663						

年	西暦	当屋1	当屋2	当屋3	当屋4	当屋5	その他・神社に関する記載
寛文4	1664	新介3	文右衛門2	左馬之允4			
寛文5	1665	八郎右衛門2	六郎左衛門2	十左衛門2			
寛文6	1666	八郎右衛門3	市郎左衛門	十左衛門3			
寛文7	1667	九兵衛4	検作	善次郎3			
寛文8	1668	左左衛門2	勝左衛門				
寛文9	1669	惣左衛門	宇右衛門	仁左衛門			
寛文10	1670	孫右衛門2	八左衛門	万右衛門2			
寛文11	1671	善右衛門3	三左衛門	勝右衛門			
寛文12	1672	三右衛門	九右衛門2	九左衛門			
延宝元	1673	六左衛門5	作左衛門	彦左衛門2			
延宝2	1674	又兵衛	宇之丞	新兵衛3	藤兵衛2		
延宝3	1675	光宗寺4	六郎右衛門2	小右衛門	吉兵衛4		
延宝4	1676	十郎兵衛	八右衛門	孫左衛門4	忠兵衛		
延宝5	1677	善左衛門3	市左衛門	八郎右衛門4	九兵衛5		
延宝6	1678	忠左衛門2	勝兵衛	市兵衛	源兵衛		
延宝7	1679	権兵衛	三郎兵衛	正三衛門	喜左衛門2		
延宝8	1680	伝兵衛	八左衛門2	万右衛門3	仁左衛門2		玉祖之社地下より建立
延宝9	1681	弥右衛門2	伊右衛門0	三左衛門2	九右衛門3		
天和2	1682	法輪寺	正右衛門	善右衛門4	九右衛門4		
天和3	1683	久左衛門3	五郎之丞	伝左衛門	兵左衛門		
天和4	1684	又右衛門	武右衛門	十郎右衛門2	宇兵衛		
貞享2	1685	光宗寺5	吉兵衛5	六郎右衛門4	吉左衛門2		
貞享3	1686	十兵衛	彦兵衛	八右衛門2	孫右衛門3		
貞享4	1687	八郎右衛門5	忠兵衛2	市左衛門2	善左衛門4		
元禄元	1688	六右衛門	三之丞	権之丞	市之丞		
元禄2	1689	伝兵衛2	次郎兵衛	八左衛門3	仁左衛門3		
元禄3	1690	弥左衛門	三左衛門3	十右衛門5	九郎右衛門		
元禄4	1691	喜兵衛	次郎右衛門2				例年四人二而当勤候所、頭人之内差込
元禄5	1692	久左衛門4	九右衛門5	法輪寺2	与三右衛門3		
元禄6	1693	又右衛門	宇兵衛2	十郎右衛門3	作右衛門		
元禄7	1694	光宗寺6	善左衛門5	半右衛門	久兵衛		
元禄8	1695	次右衛門	彦兵衛2	十兵衛2	孫右衛門4		
元禄9	1696	善右衛門5	市兵衛2	市郎左衛門2	仁兵衛		
元禄10	1697	七右衛門3	四郎兵衛	又兵衛2	石左衛門内		
元禄11	1698	伝兵衛3	甚左衛門	次郎兵衛	仁左衛門4		
元禄12	1699	弥左衛門3	太兵衛	与三右衛門4	八郎左衛門		
元禄13	1700	久左衛門5	九右衛門6	与三右衛門5	法輪寺3		
元禄14	1701	亦右衛門	作右衛門2	十郎左衛門	小助		
元禄15	1702	光宗寺7	判右衛門	吉左衛門3	十郎兵衛2		
元禄16	1703	治右衛門	仁兵衛2	善右衛門6	市郎左衛門3		
宝永元	1704	七右衛門4	長右衛門3	平之允	吉右衛門		
宝永2	1705	伝兵衛4	八郎左衛門2	又左衛門2	二郎兵衛		
宝永3	1706	性海	平之允2	喜右衛門3	法輪寺4		
宝永4	1707	又右衛門3	孫右衛門5	又兵衛5	十兵衛3		
宝永5	1708	小助2	作右衛門3	長左衛門	与三右衛門6		
宝永6	1709	光宗寺8	半兵衛	伊右衛門2	善右衛門7		
宝永7	1710	治右衛門2	善七	喜兵衛2	仁兵衛3		
正徳元	1711	新之丞	吉右衛門2	長右衛門4	神七		
正徳2	1712	伝兵衛5	性海2	治兵衛	又左衛門3		
正徳3	1713						(この年より当屋の記載なし)
文政7	1824	中西孫左衛門	有吉三左衛門	吉武小左衛門	清水喜平次	江山正蔵	
文政8	1825	江山源七	渋谷弥惣次	法輪寺	中川金蔵	永田佐右衛門	
文政9	1826	西川吉左衛門	藤井弥五右衛門	田中十蔵	金蔵	上田清五郎	田中忠蔵
文政10	1827	奥川源左衛門	田中与左衛門	田中伊八	木原与右衛門	西嶋九郎治	
文政11	1828	中山喜八	山根佐兵衛	上田喜助	藤川七郎右衛門	末次佐源治	
文政12	1829	奥川弥三右衛門	石川庄三郎	本坊ノ安左衛門	西川清左衛門	田中百合吉	
天保元	1830	江山源七2	奥川勘右衛門	石川利八	清水喜平次2	田辺弥八	
天保2	1831	江山太兵衛	渋谷氏	吉武伝右衛門	藤田茂八	上田松五郎	

年	西暦	当屋 1	当屋 2	当屋 3	当屋 4	当屋 5	その他・神社に関する記載
天保 3	1832	中西孫左衛門 2	田中喜十郎	有吉三左衛門 2	上田藤五郎	江山源二郎	
天保 4	1833	田中弥兵衛	田中忠蔵 2	中川金蔵 2	西川八郎	妙玄寺	
天保 5	1834	中川喜八 2	山根佐兵衛 2	西嶋九郎治 2	田中伊八 2	藤田喜三郎	
天保 6	1835	田中吉之進	奥川弥三右衛門 2	藤井弥五右衛門 2	上田喜助 2	末次藤七	
天保 7	1836	奥川源左衛門 2	木原与右衛門 2	光宗寺安左衛門	西川清五郎	藤田長吉	
天保 8	1837	石川正三郎	有吉仁兵衛	奥川勘右衛門 2	清水喜平次 3	江山源六	
天保 9	1838	渋谷弥惣八	田辺源八	石川利八	江山源六 2	末次平六	
天保 10	1839	江山太兵衛 2	中西甚左衛門	田中三蔵	上田藤五郎 2	村田忠蔵	
天保 11	1840	中川金蔵 3	妙玄寺	山根佐兵衛 3	田中忠蔵 3		
天保 12	1841	田中小五郎	田中伊八 3	西嶋九郎治 3	吉武台五郎	奥川勘右衛門	
天保 13	1842	西川清五郎 2	上田喜助 3	藤田長吉 2	藤井弥五右衛門 3		
天保 14	1843	吉松弥門	奥川源左衛門 3	法輪寺	田中善之進	上田松五郎 2	

表 2 光宗寺の頭屋の間隔

年代	西暦	前回からの年数	前回からの頭屋の数
慶安 4	1651	10 年	30 人
寛文 2	1662	11 年	33 人
延宝 3	1675	10 年	40 人
貞享 2	1685	10 年	40 人
元禄 7	1694	9 年	34 人
元禄 15	1702	8 年	32 人
宝永 6	1709	7 年	28 人
天保 7	1836	7 年	35 人

⑦ 植松八幡神社

ろう。また現在の慣行と比較すると、複数の頭屋の中に、本頭と寄頭の区別があったことが推定できるが、史料の中にはこのような区別は明記されていない。いずれにせよ現在のように順番に本当・寄当を務めるようになったのは天保期以降のことであることは間違いない。

以上述べてきた春日神社、佐野若宮神社、大塚玉祖神社の三つの事例はいずれも村落内の特定の家だけが祭祀に参加するタイプのものである。春日神社、佐野若宮神社については祭祀圏を構成するいくつかのムラの中でも特定の一つのムラの中からその家が選ばれていた。また佐野若宮神社においては他のムラからも代表者が協当として祭祀に参加していることが注目される。防府市内にはこのようなタイプだけではなく、ムラを単位として祭祀の当番をまわし、その中から当屋を選ぶタイプの祭祀組織をみる事ができる。以下、その事例を紹介していきたい。

植松は佐波川左岸に所在する地区で、いくつかのムラに分かれている。植松八幡神社は佐波川に突き出た場所に鎮座していたが、河川改修によって平成八年に現在地に移転している。以前は川岸が佐波川に少し突き出た場所に祭られていた。祭りは本来は五月一七日が宵祭り、一八日が本祭りであるが、現在では五月の第三土日にかわっている。

植松八幡神社の祭りの準備をするのは当屋と呼ばれる役で、回り当屋とも呼ばれる。七つのムラが順番で当屋を出すことになっている。この順番は下河内・中河内・塩屋原・前開作（上と下にわかれている）・泥江と山県・潮合・八河内の順に回る。その集落が当たる前年の八月一六日に当屋を選ぶため籤が引かれる。小さな紙にそのムラ全戸の戸主の名を書き、神官が棒でそれをかき混ぜて引くと紙が付着してくる。一同は下を向いてその結果を待つ。籤を引いたらその人が当屋となり、次に副

当屋も決めておく。これは当屋の家で翌年の祭りまでの間に不幸があったときに代役を務めるためである。現在ではこの日の行事はくじ引きのためだけのものとなっているが、かつては八月一六日には相撲や盆踊りなども行われていた。籤で当屋にあたった人は家にオヤシロを持って帰り、床の間でそれを祭る。このオヤシロは翌年五月の祭りが終わった後も八月まで自宅でまつることとなっている。かつては新しい当屋がオヤシロを持って帰ると総出で一杯飲みをしたが、今は地区の世話人が軽く飲食をするだけになっている。神官は新しい当屋の家に行ってオヤシロの前で祝詞をあげる。

五月の祭りの一週間前に当屋があたったムラの人全員が神社やムラの広場などに集合し、神社のしめ縄などを作る。鳥居と拝殿に吊るものはハケ、小さな社に吊る分はイナワラという。ハケは祭りのあとに外すが、イナワラは祭りのあともそのまましておく。しめ縄が完成したら神官が祝詞をあげ、そのあとムラ全戸で宴会がおこなわれる。

宵祭りには境内に竹を四本建てて縄を張り、その中で釜に湯を沸かして、湯立神事が行われる。釜にはしめ縄をうかべて、それに祝詞をあげそのしめ縄を一年保管することになっている。この神事が終わると当屋は翌日に用いる道具類を用意し、その回りに縄を張って御幣をつるす。宵祭りの一連の作業は当屋が中心におこなわれる。

本祭りには午後三時から渡御がおこなわれる。行列は太鼓、榊、旗、馬の順で、馬には当屋のムラの男子が乗る。当屋の家の小学生くらいの長男がこの役を務めるのが一番よいとされているが、最近では当番のムラ内にも適当な子どもがおらず、氏子外から探すこともあるという。神社を出発し、休み場で神事がおこなわれ、終了後また神社まで戻る。休み場の場所は以前と同じだが、神社が移転しているので、当然お渡りのコースも変化している。休み場での供物はお酒と紅白の餅と決まっている。渡御が終わると当屋は手伝ってくれたムラの人と直会をする。しかしな

がらこの渡御で特に当屋が務める役割はない。

『防長風土注進案』には、植松八幡の祭祀について次のような記載がある。⁽³³⁾

同月十日氏子中七組之内壺組宛年替り当屋引請仕、地下中寄り集り社人を申請神動相頼、銘々米壺升宛貫キ立手軽キ賄仕り候、同十二日御幣御獅子廻在有之、鳥居江新藁にて七五三繩掛替候事

この史料から天保期には氏子は七組にわかれ当屋を勤めていたことがわかる。現在では小規模なムラが組んで当屋を務めているため六組となっているが、ムラ単位で当屋を回す形態がすでにこの時期に成立していたのである。史料から御幣、獅子の廻在がおこなわれていたことがわかるが、今日おこなわれている騎馬での神幸は記されていない。

⑧ 伊佐江八幡神社

伊佐江は防府市街地のすぐ南側の地区で、干拓が進む以前は海にほど近い場所であった。近世はじめには伊佐江は植松村の一部であり、近世後期になって村として独立したようである。『防長風土注進案』(天保一三年)には独立した村として記載されているが、この段階では先述の大塚は伊佐江村の一部とされている。伊佐江においても陸軍防府飛行場の建設によって、多くの人家が移転しており、伊佐江八幡神社も元の場所から大きく西側に移動している。伊佐江は防府駅から近く新興の住宅も増えている地区であるため氏子の数は多いが、以下述べる祭祀に参加しているのは旧来からこの地区に居住してきた家だけであり、東、上、西、中の四つの組にわかれている。各組は最も少ない東組が五軒、もっとも多い西組が二〇軒で、かつては四組で五五軒あったという。分家の加入なども原則的には認めていなかったために、現在ではその軒数は減少しつつある。特に人数不足が顕著な上組においては数年前に、シンヤ

(分家)を中心に組員を募集している。この各組から毎年二名ずつ、合計八人が選ばれて当屋をつとめる。当屋は各組に表があつてその順番に回ることになっている。正式に当屋が決定するのは四月二三日である。伊佐江八幡神社でもっとも重要な祭りは五月一八日の大当祭りであるが、それにさきだつて五月一日に大はけ作りが行われる。ただ現在では大当祭、大はけ作りともその前後の土曜日・日曜日に日程がかわっている。このときには新旧の当人が集まって、しめ縄を作り、神社の鳥居と本殿、八幡の隣にある大歳神社などに掛ける。本祭りの前日には総代や当人によって供物が用意される。供物は神酒、鯛、洗い米、果物などである。大当祭りの本祭では、神事の後に神輿の渡御がおこなわれる。御旅所は陸軍防府飛行場ができる前には当時の神社から五〇〇メートルほど離れた場所であり、馬かけ行事もおこなわれていたが、神社が現在の場所に移転してからは境内で渡御をする形となっている。この日に八人の当屋の間で籤が引かれ、当人一人が選ばれる。当人は当屋の代表であるといわれており、年間の神社の様々な神事に氏子総代らとともに出席したり、神社の寄付を集めたりする。

当屋や当人が関与する行事は大当祭のほか、七月二四日の御廻在、八月二一日の風鎮祭、一二月一日の大歳祭がある。御廻在は五本の御幣と旗、太鼓をもって氏子域をまわる儀礼で、御幣はムラ境などにさされる。これは田の害虫を追出すための儀礼だといわれている。風鎮祭は文字通り風よけの祭りである。神社での神事のあと、境内に土俵を作り子ども相撲をしたり、櫓を建てて餅まきをしたりする。大歳祭りは伊佐江八幡の隣にある大歳神社という小さな祠の祭りで、事前にオハケを作り、大歳神社の前で神事をおこなっている。このほか一月一四日には穂例祭ほたれが行われている。この祭りの際には拝殿内で火を炊いて鍋に湯を沸かし少量の米を炊く。この鍋に竹筒を入れ、筒の中に入った米の状態かたで、その歳の米の出来具合を占うものであるが、この行事については現

在は総代が中心となり、当人・当屋は関与していない。伊佐江八幡神社の祭祀やそれを支えた組織については、近世の地誌などにも記載がなく、歴史的な考察を加えることはできない。

9 繁枝神社

繁枝神社は防府市の中でも最も西側に所在する大道地区に鎮座する神社で、白鳳一三年に九州からこの地に移り住んだ日津喜麻呂、豊国宿弥と里の有力者下津五郎正好によって祭られたと伝えられる。その当時、この村で男子が出生した一二軒の家が神社に花びら餅を供えたのが当屋の始まりであるという伝承も残されている。大道地区は近世には切畑村と台道村にわかれ、かつての台道村のうち山陽道より南が繁枝神社の氏子、また北が後に述べる小俣八幡神社の氏子となっている。

繁枝神社の秋祭りは元は九月二〇日であったが、現在では九月の最終日曜日におこなわれており、当屋の役割もこの祭りに対する奉仕が中心になる。当屋は毎年下津令・上り熊・旦の三つの地区から三人ずつ、合計九人選ばれる。当屋は以前はその年に男子が産まれた人が勤めることになっていたが、いまではそのような規則はなく、前年度の当屋やムラの役職者などが適当な人に依頼するようになっていく。くじ引きなどはおこなわれていない。また男子の場合は一生に一回これを務めるといわれているが、引き受ける人がない場合などには二回務めた例もあるという。秋祭りの翌日に当屋渡しが行われるので、翌年の当屋は祭りの一週間前までには決定することになっている。

この祭りの一週間前というのはその年の当屋が集まってオハケを作る日である。これは神社につるすしめ縄のことで九人の当屋は神社に集合してオハケを作る。またこの時神官は各当屋に御幣を渡し、当屋は各家の玄関に二本の竹をたててその間にしめ縄を張って、御幣を下げる。こ

の日から本祭りまでの間は当屋の潔斎期間であるといわれているが、現在では特別の禁忌などはない。

各当屋は祭りの前日までの間に花びら餅を作るようになっていた。これは餅を平たく伸ばしたもので、直径一八センチ、厚さ三ミリほどの円形に作る。花びら餅は神社に各二〇枚を供え、またその当屋が属するムラの全戸に配る。餅を平たくするにはまず丸めてから細竹を転がしながら伸ばしていく。包丁などで円形に切ることはない。

秋祭りの中心となるのは神輿の神幸である。夕方拜殿から出された神輿は氏子によって担がれる。以前は氏子域の各ムラを廻っていたが、昭和三〇年くらいからは神社境内の一番南の部分に御旅所を設けて、そこまで神幸することとなっている。御旅所で神事があつて、神輿は本殿に還幸する。そのあと当屋や氏子総代は簡単な直会をする。

翌日が当渡しである。これは本来は各地区に三人いる前当屋の代表の家で行われていたが、最近では神社である場合もある。宮司は三軒の家を次々にまわって当渡しの行事をおこなう。宮司は前の当屋の家に行ってワラスポを作り、それを翌年の当屋の家を持って行ってその前で神事をおこなう。ワラスポとは、洗米、粟、いわし、昆布、酒を入れたかわらけを載せた膳を藁束の中に納め、藁の両端を括ったものである。新しい当屋はこのワラスポを一年間家の床の間などでまつり、毎月一日、一五日にはその前に米、酒、水などを供える。

⑩ 防府における神社祭祀組織の類型

以上、防府市内における神社祭祀組織のうち当屋制を伴うものの六例を紹介してきた。防府市内にはこの他にも多くの神社があり、その中には当屋制をもつ祭祀組織もまだ多くみられることと思われるが、今回はその悉皆的な調査を果たすことができなかつた。調査事例の少なさにあ

わせて、防府市という現在の行政的な枠組みが山口県あるいは中国地方といった大きな地域の民俗を考える上で、どのような意味を持つのかといった疑問も当然のことながら存在する。ただ同種の研究がこの地域においてまったくなかったことを考えれば、特定地域の少ない事例によるものであつても、その整理を行うことに一定の意味はあると思われる。

六事例の組織形態を表3のように整理した。まず氏子域と旧村・ムラなどの関係であるが、春日神社の場合は現在では、近世の牟礼村全域を氏子域としており、また佐野若宮神社、植松八幡なども同様であるが、他の三つについては必ずしもそうではない。大塚玉祖神社は近世の伊佐江村のうち、大塚と呼ばれた部分、また伊佐江八幡については伊佐江村のうち残りの部分が氏子域であるが、飛行場建設による人家や神社の移転などもあり両者の氏子域はやや入り交じっている。さらに繁枝八幡については近世の台道村の南半分が氏子域となっている。

次に組織・役職の名称であるが、組織名については牟礼春日神社において在庁と呼ばれているほかは、特定のものはない。ただ在庁もその名称が在庁官人に由来するものだとすれば、本来は役職を示すものであつたと思われる。佐野若宮神社では三軒の家が宮座と呼ばれているが、本当や脇当を含む全体的な組織についての名称はみられない。役職名については、牟礼春日神社では現在では三役と呼ばれているが、他の神社ではいずれも当屋、当人、本当、脇当・寄当などという名称がある。この名称面からみても、組織を外面から規定する性格は全般的に弱く、役職など内面から規定された組織構成であることがうかがえるだろう。

つぎに今回取り上げた当屋制をもつ祭祀組織の構成について考えていく。牟礼春日神社の場合、在庁は氏子ムラの中でも牟礼地区の一五軒が務めている。同様に佐野若宮神社の場合も旧佐野村の中で上垣など若宮神社近くに住む九軒の家だけが本当、三軒の家が宮座を務めることができた。ただ佐野若宮神社の場合、この一二軒以外にも各地区から一人ず

表3 各事例の比較

神社名	氏子範囲	祭祀組織の名称	祭祀組織の範囲	当屋・当番の単位・選び方
春日神社	旧牟礼村全域	在庁	坂本在住のうち15軒(天保期には29軒)。	明確ではない。三役が交代で供物の調製を務める。
佐野若宮神社	旧佐野村全域	組織を呼ぶ名所はなし。役を宮座・本当・脇当という。	宮座3軒・本当9軒は家が固定。脇当は11の小字の代表者。	本当役は年に3軒ごとが順番にまわる。脇当の選び方は集落によって異なる。
大塚玉祖神社	大塚地区のうち150軒程度	組織を呼ぶ名称はなし。役を本当・寄当という。	大塚地区で25軒。	本当は以前は籤、今は順番。脇当は順番にまわる。
植松八幡	旧植松地区全域	組織を呼ぶ名称はない。役を当屋という。	植松地区の各地区が当番で勤める。	当番地区から籤で当屋を選ぶ。
伊佐江八幡	旧伊佐江村の一部	(大当講?) 役は当屋といい、その中から籤で当人を選ぶ	氏子のうち55軒くらいがはいっている。	4地区から2人づつが順番に選ばれる。
繁枝八幡	旧台道村の南半分	組織を呼ぶ名称はない。役を当屋という。	氏子域のうち3地区。	3地区から3人ずつ、計9人の当屋を選ぶ。選び方は推薦など。

つ脇当が選ばれており、異なった選出論理をもつ組織の複合によって全体的な祭祀組織が構成されていたことが特色である。また大塚玉祖神社は大塚地区の約一五〇軒のうち二五軒程度が本当・寄当を務めている。この三社の祭祀組織は肥後和男のいう株座型の宮座に類似した性格の組織であるということができらる。これに対して別の組織原理を持つ神社祭祀組織もみられる。植松八幡神社においては氏子域を六組にわけ、それぞれの組の中で籤を引いて当屋を選んでおり、植松地区の全戸が当屋になる可能性を持っている。伊佐江八幡神社では氏子のうち五五軒が四組にわかれ、それぞれの組の中から毎年二人づつが当屋となる。この地区の場合、飛行場の建設による集落や神社の移転によって本来の氏子域が明確ではなく、五五軒という数が全体の中で占める割合を判断しがたいが、戦前の段階では氏子の大半が当屋を務める権

利を有していたと考えるべきだろう。また繁枝八幡神社の氏子域は広域にわたるが、そのうち三地区から三人ずつ当屋が選ばれており、この三地区に関しては全戸が当屋を務める権利を有している。しかしながら同社の広い氏子域全体からみると当屋の選出は特定の地区が特権的に務めてきたということになり、当屋選出の特権性をもって株座・村座と分類することの困難さも感じる。

以上のように植松八幡神社・伊佐江八幡神社・繁枝八幡神社の三社においては、地区の特権性に差はみられるものの、ある地区に限定してみればその住民のほぼ全戸が当屋などを務める権利を持っている。またその選出は組やムラを媒介しておこなわれる点で、肥後和男が近畿地方の事例をもとにして述べた村座型の宮座とも異なっている。さらに植松八幡神社においては毎年当番を務める組が交替しその中から当屋が選ばれ、また伊佐江八幡神社・繁枝八幡神社では当番の組といった制度はなく毎年各組から一定数の当屋を選ぶ形となっている。すなわち組を媒介とした当屋の選出方法も、当番の組が順番にまわりその中から当屋を選ぶ形と、組の中から順番に当屋を出す形の二つに分けることが可能である。

以上は現状および聞き取りで復元可能な時期における当該地区の神社祭祀組織の特色である。これをこれまで研究が蓄積されてきた近畿地方のいわゆる「宮座」と比較した時に浮かび上がる特色として、一応株座・村座といった区分は可能であるが村座タイプの祭祀組織は組を媒体としたものであること、また一年神主・年齢階梯制・長老制などの要素がまったくみられないことなどがあげられる。また肥後和男以来、宮座を規定する一つの要因となってきた儀礼の中における「一座する」局面については、牟礼春日神社では芸能奉納の際に見られるものの、他の事例では直会でしか観察することができず、畿内と同一の基準においてははたしてこれらの事例を「宮座」とすることができると判断しがたい。さら

表4 牟礼地区坂本の講組織 (米沢正年氏作成の資料および現地調査により作成)

講名	組織形態など
大頭講	
荒神講	
厄神講	上・下にあり。当屋制
地神講	各組にあり。当屋制
秋葉講	西組・前組に講中。当屋制
蔽島講	後西組・西組・中組・前組に講中。当屋制
杵崎講	後西組に講中。当屋制
天神講	北中組・後西組・西組に講中。
庚申講	築地原に講中。当屋制
牛森組	築地原に講中。当屋制
貴船講	下組に講中。当屋制
大歳講	大歳祠あり。講は現存せず。

に比較的研究が進んでいる岡山県、広島県など他の中国地方の事例と比較したときには、⁽³⁴⁾いわゆる名の存在がそれほど顕著でないことも特色であろう。ただ次に述べる講組織の中には、笑い講のように座席の名称の中に名がみられるものもあり、また山口県内の他地域の神社祭祀組織にも名の名称を持つものがあるので、この点についてはさらに調査を続ける必要がある。

⑩ 講組織の分析と神社・小祠の変遷

以上、防府市内の神社祭祀組織について、個々の現況の紹介と可能な限りでの歴史的分析、全六例による類型化の作業などを続けてきた。しかしながら以上の分析だけでこの地域の神社祭祀組織を村落社会との関係において理解しえたとするのは早計であろう。

表4は先に春日神社の在庁について説明を加えた牟礼地区坂本の講組織の一覧であるが、⁽³⁵⁾これに示されているように防府市内の各村落には様々な講集団がみられ、それは機能的にも歴史的にも神社の祭祀と深く

かかわっている。またこのような講組織の大半がこれまで述べてきた神社祭祀組織と同様に当屋制によって運営されていることも重要であろう。講組織と神社祭祀組織の対比性・連続性を考察することは、神社祭祀組織を村落社会の中で位置づけるために不可欠の作業といえるだろう。

またこのように多様な講集団が成立する背景として、村落レベルで非常に多様な信仰があることにも着目する必要がある。近世村やムラを単位として祭祀する神社以外に、森神、荒神、厄神などの信仰が市内全域にみられ、その中には小祠というよりも神社の形態を取るものも多い。歴史的には近世末期の淫祠解除や明治以後の合祀によってこの地域の神社や小祠の存在形態は大きく変容しているために、現在見られる神社・小祠と地域社会の関係だけから当該地域の神社祭祀組織を論じるだけではなく、歴史的に神社・小祠の存在形態を復元していく作業も必要とされるだろう。また当該地域においては近世村、近代の行政村、生活の場としてのムラなどの関係性が、非常に複雑な形で存在しており、この点においても筆者がこれまで主要なフィールドとしてきた近畿地方の村落などとは大きな差異がある。このような村落組織の複雑性が、多様な神社・小祠の祭祀と深く関連していることも当然考えられるだろう。

このような現在みられる神社祭祀組織の分析のみでは解決しえない諸問題へのアプローチを目的として、以下牟礼地区および大道地区をフィールドとし、代表的な講に対する現況の組織構成および歴史に対する分析、ならびにムラと神社・小祠などの関係についての歴史の変遷の分析という二つの作業を試みることにしたい。

⑪ 大道地区の笑い講

大道の笑い講は、防府市の文化財にも指定され、また毎年一二月初旬の行事の際には全国的にテレビで報道されることもある著名な行事である。国道二号線には「天下の奇祭笑い講」などの看板があげられている。この笑い講については、天保期の長州藩地誌『防長風土注進案』にも詳しく載せられ、当時から注目されていた祭りであったことがわかる。先述のように山口大学教授をつとめた民俗学者松岡利男はさまざま論

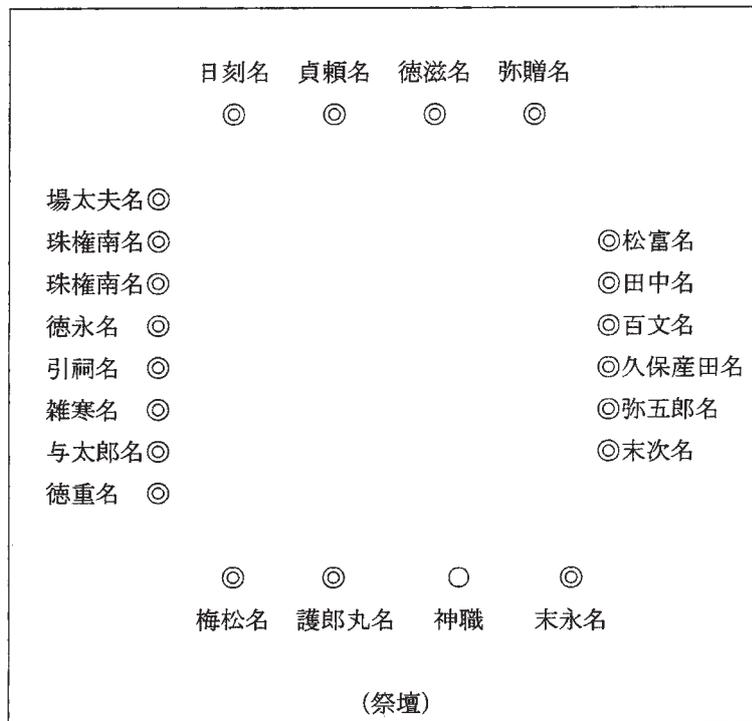


図5 笑い講の座順

考、著書でこの祭りを紹介し、そのようなことも契機となって笑い講は全国的に奇祭として知られるようになった。笑い講については松岡の論考以外に、『防府市史』など多くの文献にも紹介され、近年では『山口県史』資料編民俗二〔暮らしと環境〕にも平成一四年の行事の様子が詳しく載せられている。³⁷⁾

大道地区には現在、小俣八幡と繁枝八幡、切畑の玉祖神社の三社があるが、この笑い講は小俣八幡神社の撰社の大歳社の祭りであるといわれ、神事も小俣八幡の宮司が担当している。

まず小俣八幡神社の祭祀について簡単に紹介しておきたい。小俣八幡

神社は既に述べたように旧山陽道より北側を氏子域としており現在では約二〇〇戸の氏子がいる。小俣八幡では九月の最終日曜に秋祭りが行われている。この時には神社での神事後、神輿が一〇〇メートルほど離れた御旅所までいき、御旅所での神事後また神社へ還幸する。氏子は平均一〇軒ほどの近隣からなる班に区分されており、各班が毎年交代で神輿担ぎなどを担当する。その他の準備などは氏子総代が務める形となっている。班のなかで当屋的な役割を特定の家が担当することはない。この秋祭りのほかには四月一〇日前後の日曜日に行われている春祭り、勤労感謝の日に行われている新穀感謝祭が小俣神社の主要な行事であるが、春祭り、新穀感謝祭は神社での神事に氏子総代が参加するだけで神輿のお渡りなどはおこなわれていない。

以上のように現在の小俣神社の祭祀組織は、神輿担ぎなどに班という地縁組織がかかわる以外は氏子総代を中心としたものになっている。

笑い講は二軒の家によって今日まで継承されてきたが、現在ではそのうち一軒が抜けて二〇軒になっている。行事の際には家によって座席が定まっており、その席にはそれぞれ図5のように末尾に「名」を付された名前と呼ばれている。本来これは家の名前であったと思われるが、現在ではお笑い講以外にこの名で呼ばれることはない。メンバーの自宅は各集落に散在している。この二軒の家が交代でその年の頭屋を務めることになっており、頭屋の順番もあらかじめ表によって定められている。頭屋は男性が務めることになっており、その人が亡くなると息子が後を継ぐ。跡継ぎがいなくなるときには分家の家に頼んで次いでもらった例が過去にいくつかあるという。

次に笑い講の行事次第について述べたい。笑い講は本来は旧暦一二月一日におこなわれていたが、現在では一二月の第一日曜日に開かれており、二〇〇四年は二月五日が講の日であった。その日の早朝から頭屋の家の前にたてられた竹の間にしめ縄がはられ、ヘグリと呼ばれる稲藁



写真3 笑い講 祭壇前での神事



写真4 笑い講 笑いの神事



写真5 笑い講 当屋渡し

が三束下げられる。また「五穀豊穰・天下の奇祭笑い講・天下泰平」と書かれた旗もたてられている。家の中は三間がすべて開け放たれたタンスなど家財道具もすべて運び出され、部屋の手元には祭壇が組まれている。頭屋の手伝いは近所の人がしている。頭屋を務めることは随分と大変で、適当な部屋がない場合には家を建て替えることもあるという。この年の頭屋宅でもトイレなどの改修をおこなっている。九時三〇分になると祭壇に供物が供えられる。祭壇の中央にはオムロとよばれる大歳神の祠が置かれる。このオムロは前年の笑い講で前年の頭屋から引き継ぎ一年間まつってきたものである。オムロは家にはいった場所の鴨居の上、すなわち一番下座でまつられるのが本来の形とされている。

最近では笑い講は有名になったため、市の観光協会の職員が数名きてマスコミの取材や観光客の対応などをおこなっている。市長と観光協会長は来賓として招待されており、家の中で行事にも参加することになっている。一〇時になると講員が集まりはじめる。現在は講員は千円と餅米一升を持参することになっており、家に入ると頭屋に挨拶をし、米とお金を渡す。一〇時半に全員が揃ったので、保存会の会長から相談

事項が提案された。従前から問題となっていた講員の脱退希望の件と、東京のNHKホールで開催される芸能大会への参加の件がその内容であった。またこの年は観光協会のほうから「笑い宣言」をするという提案もあった。一時になると神主が挨拶をして神事が開始される。祝詞に続きこの年と翌年の頭屋によって榊が神前に供えられ、神事は終了する。この時

点まで講員は到着順に適当に着座しているが、神事が終わると図5のように着座する。まず頭屋が挨拶をし直会の給仕を紹介する。この日は頭屋の長男、娘の嫁ぎ先の義父、妻の弟、姉の息子の四人が給仕を務めた。このように頭屋の補助には近隣の者と親戚があたるが、明確な組織性はない。そののち講員の前に膳が出される。料理は現在は仕出しの膳となっており、紅白餅が添えられる。そのあと一二時ごろから直会が始まる。一二時四五分になると祭壇から榊を下ろし、太鼓と鉦が所定の位置に動かされる。その後、最長老の講員から笑いの神事の開始が告げられる。笑いの神事とは二名の講員が大声で笑い合うもので、ここから笑い講の名がつけられている。神官が太鼓をたたき、最長老の講員が笑い方が十分であると鉦をたたき、最長老の講員が笑いの神事が続けられる。神事とはいつてもこの間も頭屋は給仕を続け飲食も続けられている。一同が笑い終わると来賓の市長、観光協会会長らにも榊が渡され笑いの神事がおこなわれる。その後給仕四人も笑い、最後に全員で大笑いをしてこの笑いの神事は終了する。この年は観光協会長が世界笑い宣言を読み上げ、その後さらに全

員で三回笑った。一三時一〇分ころに笑いの神事は終了するが、直会はなお続けられた。見物客は笑いの神事が終了すると大半が帰ってしまう。一四時ごろ直会は終わり、頭屋渡しが行われる。神官の前にオムロが置かれ、神官から向かって右側に今年の頭屋、左に来年の頭屋が着座する。今年の頭屋から神官に酒を注いで、宮司が今年の頭屋に返杯する。その後来年の頭屋から宮司に酒を注ぎ、宮司が返杯をする。この時には「よろしく願います」「かしこまりました。来年頭屋をいたしますのでこれから一年間お預かりいたします」といった言葉が交わされる。そのご来年の頭屋が挨拶をして榊をもって立ち上がる。来年の頭屋の家からはもう一人家族が来ていて、その人がオムロをもつ。本来は家まで榊とオムロを歩いて運ぶのだが、現在では車に乗る事が多い。他の講員も車に分乗して来年の頭屋の家までいき床の間にオムロをおく。酒と洗米、水、榊が供えられ、神官によって神事がおこなわれたのち、講員は帰宅する。新しい頭屋は毎日、水や供物を供え一年間オムロの世話をする。笑い講の前までは床の間で祭り、一週間ほど前に鴨居に上げることになっている。

以上が二〇〇四年一二月に見学をした笑い講の次第であるが、古くから注目されてきたこの行事においては変化を年次的に追いかけることがある程度可能である。すでに坪郷英彦、金谷玲子両氏が『山口県史』〔資料編民俗二暮らしと環境〕において『防長風土注進案』に記された天保一三年（一八四二）ころの行事内容と平成一四年の比較を試みられているので、ここではその概要を紹介しておきたい。『防長風土注進案』によると、当時の笑い講は、A準備、B神迎え、C朝の膳、Dなんじょうの舞、E昼寝、F夜の膳、G豊凶占い、H笑い講、I御取穂、J尻からけ、K当渡し、L神上からなっていた。このうちC朝の膳、Dなんじょうの舞、E昼寝、G豊凶占い、I御取穂、J尻からけ、L神上については現在はおこなわれていない。また平成一四年には伝達事項、祝電披露、来賓招

待、解散宣言、当移し、談笑などの新しい要素が加わっている。今日では行われなくなった要素のうち、神迎えは小俣神社に神霊を迎えに行く行事、また神上とは送る行事である。今日では当屋の家に神主が来る形となっている。またなんじょうとは杵のことで給仕人がこれを振って客に飲食を強要したことが『防長風土注進案』には記されているが、昭和三五年（一八六〇）に出た『続防府市史』には「こんな仕来りは今ほ廢れた」と記されており、早くにおこなわれなくなったようである。講員からの聞き取りでは、なんじょうでは男女の営みを模したこともおこなわれていたという。同様に尻からけも行事も終盤にさしかかり帰ろうとする客を給仕人が追いかけて飲食を強要する行事である。豊凶占いとは昨年から藁つとに入れてあった玄米の様子をみて、その年の豊凶を占う行事、また御取穂とは神前にかけて稲穂を給仕人がとって客の前に持って行き、客がそれぞれの分を取る行事で、先のなんじょうとともに農耕儀礼の色彩が強くうかがわれる。ただ取穂の行事はなくなったものの、現在でも稲穂自身は供えられている。朝の膳、夜の膳、昼寝などはかつての直会が非常に長時間おこなわれていたことを示すものであり、現在では時間が短縮されたためにいずれもおこなわれていない。

このように笑い講は行事の時間や構成に大きな変化が見られるものの、なお組織面においては二十一名という席次の名称を残し、限定された家によって行われているという点においては江戸時代後期の姿を今日に伝えている。この行事の性格を考える上では周辺地区の大歳講の姿を見る必要もあるだろう。笑い講という名は『防長風土注進案』にも記されており古くからそのように呼ばれていたことは間違いないが、小俣神社宮司の母親の談によると、かつてこの行事は普通大歳講と呼ばれており、昭和三五年ころに松岡利男氏が新聞に紹介記事を書いてから笑い講と呼ばれるようになったという。『山口県史』〔資料編民俗二暮らしと環境〕によると大道地区では現在でも、多くの地区で大歳祭が行われて

いる。その中には岩淵のように小俣神社の氏子域に属し、笑い講の講員が居住するムラにおいても大歳祭りが行われている例がある。これらの地区に住む笑い講の講員は、地元の大歳講にも属しているために、大歳祭りを年に二度経験することになっている。このように大歳神に関する祭祀組織は各ムラを単位としたものと、小俣神社の氏子圏全体とした笑い講という重層的構成をもっているが、笑い講においてはその講員の数が二軒に限定されていることが大きな特色といえるだろう。各ムラの大歳祭りにおいても、当屋制によってオムロや藁づとが一年間祭祀される、笑い講のように様式化されていないものの笑いが要求される、性的な営みが模されるといった行事内容がみられ、笑い講との類似点が明らかに指摘できる。とすればなぜ各ムラの大歳祭りと、笑い講の二度の行事が行われてきたのかという疑問が生じる。この問題について考えることは、先に述べた神社祭祀と講との関係を考えるためにも有効であろう。

『防長寺社由来』⁽³⁹⁾に収められた寛保元年（一七四一）に小俣八幡の神官から提出された文書には、小俣八幡の祭祀に「地下御庄屋畔頭其外社付の役人以上廿四人、神前出座仕」という記載がある。庄屋畔頭が合計で何名いたのかが不明であるが、廿四人という数から考えて、「社付の役人」が二一名を指す可能性は高いだろう。また『防長風土注進案』⁽⁴⁰⁾の小俣八幡の祭祀に関する箇所にも「十九日夜流鏑馬あり、当社の産戸に二十一名といふあり、其うち貞頼名壱人護郎丸名壱人梢永名壱人徳滋名三人隔年に壱人つ、流鏑馬の射手を勤仕す」「社頭に神符といふものありて九月廿日の神事土人貞頼名これを捧げもて神幸の鹵簿に従へり」などと記されており、近世後期までは小俣八幡神社自体の祭祀にも笑い講の二十一名が関わってきたことが推測される。その後の経過は不明であるが、松岡利夫氏が述べるように、かつて二十一名は小俣神社の祭祀組織であり、その撰社である大歳社の祭祀も行ってきたが、天保期以降に

小俣八幡の祭祀は氏子組織によって行われるように変容し、現在では笑い講にだけ二十一名が関与するようになったと思われる。この二十一名は台道村の広い範囲に分布していたが、村内の各ムラでもやがて大歳神を祭る大歳講が結成され、大歳神をめぐる祭祀は笑い講とムラごとの大歳講という二重構造をとるようになったことが推測できるだろう。

以上のように今日の笑い講と、各ムラの大歳講、あるいは小俣八幡の祭祀組織の関係を歴史的に整理してみると、現在では講という形で祭祀が行われていても、それはかつて神社祭祀に直接関係していた可能性が高いこと、また神社をめぐる祭祀は幾重もの重層性を有することが明らかになってくる。

⑬ 牟礼地区坂本の大頭講

春日神社が鎮座する牟礼地区坂本は大きく上坂本と下坂本の二つにわかれ、またさらに八つの組にもわかれている。坂本在住の米沢正男氏から提供いただいた資料などによると今は行われなくなったものも含めて坂本には表4のように一二種類の講が存在し、そのほとんどが当屋制によって運営されていた。

このうち春日神社の祭祀と密接に関係をもち、現在でも組織・行事が継続されている講として大頭講があるので、その現況をまず報告したい。

牟礼は八つの組にわかれるが、大頭講は組ごとに運営されており、現在坂本に住んでいる人は大半がいずれかの講に属している。組の中で頭屋を定め、その家が一年間オムロを床の間に祭る。毎月一日と一五日に御供えをし、旧暦二月一五日前後に大頭祭りが行われている。大頭祭りが終わると次の頭屋にオムロを回すが、その順番は籤を引いて決める組もあれば、最初から順番がきまっている組もあって様々である。大頭祭りの時には、家の玄関に「春日大明神」と書かれた幟を、また床の間の

御幣の前に御幣をたて、その前に山海の産物や洗い米、神酒を供える。参加者は頭屋の家族だけである。神官に来てもらい神事をおこない、それが終わると茶菓子だけの簡単な直会の後、幟をかかげ、次の頭屋がオム口をもって自宅まで行く。なお組によっては頭屋を二軒定めて新当屋と旧当屋と呼び、オム口の世話をしたり大頭祭りを行ったりする主要な仕事は旧頭屋が行い、翌年は新頭屋が旧頭屋になり、あらたに新頭屋が選出されるといった方法を取っている組もある。春日神社の神職によるとこの大頭講や大頭祭りは以前は牟礼地区の各ムラにあったが、現在でも行われているのは坂本だけだという。

この大頭講の成立過程を明らかにする古文書が残されており、末富洋子氏によって翻刻されているので、ここで紹介しておく⁽⁴⁾。

抑 春日社之儀者花宮山阿弥陀寺御建立之御開山俊上坊の奈良之都二御鎮座被成候春日社を御勸請在之、牟礼村惣鎮守と奉崇来り候所昔の都之身固段致候へ共都と違当春日社之儀者甚淋し敷尚御神幸等茂無之御祭り二付五穀成就牛馬繁榮並神事踊りトテ寛文四辰之年の三番続キ企テ仕候、尚雜用之儀者先年より銀貫キニシテ相調申候所年寄り凶年之節を貫キ立至極六ツケ敷ニ付踊モ修甫止として過ル文政四巳之年六組申合牟礼村一統願出候処野山之内ニ而所々被仰付難有仕合ニ奉存候、尚坂本組之儀者野山之内四ヶ所被仰付夫々御焼立並石盛り等相成追々松植立仕成長之上採用仕代銀貸付利銀等を以神事踊り相調来り候所過ル文政七申之年従 大公儀被仰出之趣三番続車踊り等之類一統御差留被仰付候所其節委敷く願書を以御嘆申出候処春日社神事踊り之儀ハ当御宰判ニおゐて無類之行形之事ニ付往古より之行掛りを以引続キ年々神事踊り無懈怠仕来り申候、又過ル天保十三寅之年田屋組引受番之節又々従 大公儀一統御差留之御沙汰被仰出候処田屋組より御嘆申出候へ共此度之儀者重キ御制事ニ付御免不被仰付其節又々居人形ニ被仰付候様重而御嘆申出候へ共纒之

事ニ而茂不相成との御沙汰相成候儀ニ神意江対シ氏子中も乍氣毒出体ニ相叶不申、然所神事踊り無之ニ而地下中申合惣在庁企テ春祭り之節 春日社江無残り一同ニ社参仕御神酒頂戴仕候規定之儀ハ別帳ニ委敷書記候者也

弘化四 未之二月

坂本 氏子中

御庄屋 上田善右衛門 印

畔頭 田中与右衛門 印

証人百姓 源次郎 印

丸田宇左衛門 印

右当時坂本組ニおゐて地下役人中改

証人百姓 上田弥兵衛 印

右未之正月より源次郎替り後役前同断

証人百姓 山本八郎右衛門 印

右申之正月より丸田右衛門替り後役前同断

この史料に登場する惣在庁という名称にまず注目したい。牟礼では神社の春の祭祀に際して寛文四年（一六六四）以来神事踊りを奉納してきたが、それが文政七年（一八二四）に差し止めを命じられた。この時には願書を提出しどうにか継続することができたが、天保一三年（一八四二）の停止令によつていよいよ神事踊りを継続することができなくなつた。天保一三年の停止令はいわゆる天保の改革の一環として行われたものであるが、長州藩ではこの時期に由緒のない小祠などを廃する淫祠解除政策が進められており、神事踊りの中止もそれと関連した動きとして位置づけることが可能だろう。この踊りは牟礼村のうち六組が交代で行つてきたものであり、先に見た『防長風俗注進案』⁽⁴⁾に、「祭賑神事狂言氏子六組各番ニ興行致来候事」として登場するものと同一の

ものである。その停止に関して善後策を惣在庁で相談し、春祭りの際に氏子が残らず社参し神酒を頂戴することを決定している。したがってこの惣在庁は、先に述べた春日神社の秋祭りを主導している在庁ではなく、坂本村の氏子中とほぼ同じものを指していると考えられる。すなわち春日神社では、秋祭りは在庁を中心におこなわれる一方で、寛文四年以降は氏子中によって春祭りの神事踊りが執行されており、それがこの文書が出された弘化四年（一八四七）には惣在庁と呼称されていたのである。

この文書が大頭講の成立と関係していると考えるのは、現在各大頭講に残されている文書がいずれも弘化四年から始まっているためである。大頭講の成立はこの年から春祭りの惣在庁による社参がはじまったことと関係すると思われる。組が交代で行ってきた神事踊りが中止されたことにかわって、組を単位として大頭講が創始されたと考えられるだろう。これは在庁によって独占されていた春日神社の祭祀に、組を単位として牟礼坂本の大半の家が参加するようになったことを意味している。しかしながら近畿地方でしばしばみられる宮座争論によっていわゆる株座が解体し、村の全戸が加入する村座が成立する、あるいは宮座そのものが解体するといった過程をたどらず、春日神社においては秋祭りは在庁が中心となり、また春祭りに際しては大頭講という別の組織を結成することによって、氏子中・惣在庁が執行するという二重の祭祀組織が併存していったことに特色がある。今日の秋祭りにおいて宵祭りの庭神事は在庁がおこない、翌日の巡幸は氏子中が中心的役割を果たしていることも、この祭祀をめぐる二重構造が秋祭りの構成に組み込まれたものとして理解すべきだろう。

このように考えると、今日では講組織の一つとしてしか地元の人にも意識されていない大頭講も、先述の笑い講と同様に神社の祭祀の歴史に深くかかわった存在であることが明確になってくる。また先に見た大道

の笑い講と牟礼の大頭講を併せ考えれば、この地域では特定の家によって構成される祭祀組織と、組やムラを単位として全戸が参加する組織が併存しながら今日も機能していることを大きな特色としてあげることが可能だろう。先にみた佐野若宮神社の本当・宮座と脇当との一見不可解な関係も、牟礼における在庁と大頭講、大道における笑い講と各ムラの大歳講のような歴史の変遷に基づく関係性が、一つの組織の中で観察されるものとして理解すべきだろう。

14 ムラと神社

最後にムラと神社の関係を歴史的に考察したい。

表5は本稿で主要なフィールドとした牟礼地区の神社・祠が近世地誌にどのように登場しているのかを時代順に記載したものである。長州藩では元禄年間に「防長寺社堂庵御根帳」という寺社を書き上げた史料を全藩的に作成しており、これに記載されていないものは天保期の淫祠解除の対象となっている。いわば長州藩の寺社管理の基準となる史料といえる。「防長寺社堂庵御根帳」には後の史料に登場する森のようなものは記載されていないので、すべての信仰対象物を記載しているわけではなく、この時点で「防長寺社堂庵御根帳」に記載されていないものがその時期に存在していないというのもまた早計であるが、全体的にみて近世中期以降に多くの小祠類が設けられた傾向は明らかである。

牟礼村についてみると「防長寺社堂庵御根帳」には一三の神社・祠が記載されている。これらの神社とムラの関係を考える上で、近世史料に登場する「村」「小名」「小村」の性格がまず問題となる。「防長寺社堂庵御根帳」には社祠の所在地について「坂本二有之」のように地名のみを記している場合と、「柳村二有之」のように「村」を付ける場合があるが、両者の間には実体的な差はないと思われる。この史料

表5 牟礼村における社祠の変遷

防長寺社堂庵御根帳		防長寺社由来(寛保元)	防長地下上申(元文5)	防長風土注進案(天保13)
春日社	坂本ニ有之	春日大明神	春日大明神	春日社(坂本・御根帳入り)
			大本小社(春日社内)	大元社(春日社境内末社・御根帳に無し)
			若宮(春日社内)	若宮社(春日社境内末社・御根帳に無し)
				稲荷社(春日社境内末社・御根帳に無し)
				疱瘡神社(春日社境内末社・御根帳に無し)
				宇賀神(春日社境内末社・御根帳に無し)
			荒神小社(阿弥陀寺内)	
			鎮守小社(阿弥陀寺内)	
		厄神森(坂本)	厄神森(坂本)	
				荒神社(坂本村乗澤・御根帳入り)
				荒神社(坂本村丸田・御根帳入り)
				厄神社(坂本村久保ノ上・御根帳に無し)
				厄神社(坂本長命・御根帳に無し)
				木船社(坂本村かし屋森・御根帳に無し)
				厄神社(坂本村定刀・御根帳に無し)
				大年社(坂本村・御根帳に無し)
		牛ノ森(築地)	牛ノ森(築地)	牛頭社(坂本築地原・御根帳に無し)
荒神社	岸津ニ有之・「明治五申五月妙見社江合併事, 岸津神社ト号相改候事」			荒神社(岸津村・御根帳入り)
			荒神森(岸津)	
妙見社	岸津ニ有之・「岸津社改メ□□若社, 明治五申三月」・「□□先程社職被差上候寺件, い細□□見候, 右ニ付都直衛江抱替□被仰付候様武光告, 鈴木□申出候付, 明治三午五月廿五日被差免候事」・都直衛抱	妙見社(岸津)	妙見小社(岸津)	妙見社(岸津・御根帳入り)
				天神社(岸津妙見社境内・御根帳に無し)
				稲荷社(岸津妙見社境内・御根帳に無し)
		荒神森(岸津)		
		牛ノ森(岸津)	牛ノ森(岸津)	
				榎本社(岸津村・御根帳に無し)
日吉神社	多々良ニ有之・「浮野社と改号, 明治五三月」	山王宮(多々良)	山王社(多々良)	山王社(多々良村・御根帳入り)
		荒神社(多々良)	荒神小社(多々良)	荒神社(多々良山中・御根帳入り)
		地主森(多々良)	地主森(多々良)	
			厄神森(多々良)	
				秋葉社(多々良村山中・御根帳に無し)
				秋葉社(多々良村水神山・御根帳に無し)
厄神社	柳村ニ有之・「柳社と改号, 明治五三月」	厄神社(柳)	厄神小社(柳)	厄神社(柳・御根帳入り)
			起木森(柳)	
				厄神社(柳村上中西・御根帳に無し)
荒神社	末田ニ有之・「末田社と改号, 明治五三月」	荒神社(末田)	荒神小社(末田)	荒神社(浮野村末田・御根帳入り)
				厄神社(浮野村末田・御根帳に無し)
竜神社	竜神山ニ有之・「海童」	竜神宮(竜山)	竜神小社(竜山)	龍神社(江泊り龍神山・御根帳入り)
荒神社	江泊草崎ニ有之・「草崎社と改号, 明治五三月」	荒神社(草崎)	荒神小社(草崎)	荒神社(江泊り草崎・御根帳入り)
				祇園社(江泊り村草崎・御根帳に無し)
厄神社	木部村ニ有之・「木部社明治五申三月改号, 下木部ノ木部社へ合併」	厄神社(木部)	厄神小社(木部)	厄神社(木部村所屋・御根帳入り)
荒神社	下木部村ニ有之・「木部社と改号, 明治五申三月」	荒神社(下木部)	荒神小社(下木部)	荒神社(下木部・御根帳入り)

防長寺社堂庵御根帳	防長寺社由来(寛保元)	防長地下上申(元文5)	防長風土注進案(天保13)
			諏訪社(下木部荒神社末社・御根帳に無し)
	厄神社(下木部)	厄神社(下木部)	厄神社(木部村・御根帳に無し)
	根子森(下木部)	根子森(下木部)	
	氏ノ森(下木部)	氏ノ森(下木部)	
	祭り神森(下木部)	祭り神森(下木部)	
	竜王小祠(上木部)		龍王社(木部・御根帳に無し)
	厄神森(上木部)	厄神森(上木部)	
		荒神小社(上木部大光寺内)	
			権現社(木部水神山・御根帳に無し)
荒神社	「火産靈社明治五申三月改号」		
厄神社	岩島=有之・「岩畑社, 明治五申三月廿七日社号替如願被差免候事」	厄神社(岩島)	厄神社(田屋村岩島・御根帳入り)
		王子小祠(岩島)	王子社(田屋村岩島王子原・御根帳に無し)
		厄神森(岩島)	
		荒神森(岩島)	
			巖島神社(田屋岩島堤土手・御根帳に無し)
			厄神社(田屋村岩島雲岩寺鎮守・御根帳に無し)
厄神社	田屋=有之・「田屋社改号, 明治五申三月改号」	厄神社(田屋)	厄神社(田屋村*・御根帳入り)
			恵美須社(田屋村厄神社境内・御根帳に無し)
			大將軍社(田屋村*・御根帳に無し)
		大將軍森(田屋)	大將軍森(田屋)
			木船社(田屋組)
			荒神社(田屋村石原・御根帳に無し)
			人丸社(田屋村現観寺鎮守)
		今宮小祠(柳川東脇・今宿)	今宮小社(浮野町尻・御根帳に無し)
			厄神社(浮野町尻・御根帳に無し)
		荒神社(浮野)	荒神社(浮野村法連寺山・御根帳入り)
			祇園社(浮野村法連寺山・御根帳に無し)
			柊社(浮野村法連寺山・御根帳に無し)
			阿品社(浮野法連寺山・御根帳に無し)
		望月森(浮野)	望月森(浮野)
		恵比須堂(浮野町頭)	恵比須小社(浮野町頭)
			恵美須社(浮野町・御根帳に無し)
			金比羅社(浮野村山・御根帳に無し)
			稻荷社(金比羅社末社・御根帳に無し)
		明神(明神)	明神石(明神)
		厄神森(原垣内)	厄神森(原垣内)
		道祖神森(原垣内)	道祖神森(原垣内)
		貫布柵森(原垣内)	木船森(原垣内)
		厄神森(山田)	厄神森(山田)
		厄神森(田中)	厄神森(田中)
		大僧坊ノ森(浦戸田)	大僧坊森(浦戸田)
		大歳森(野田)	大歳森(野田)
		起木森(中西)	起木森(中西)
			荒神小社(平屋法蓮寺内)
			荒神小社(東山)
			牛王社(東山・御根帳に無し)
			祇園社(東山・御根帳に無し)
			竜王小社(米光)
			祇園社(平左原・御根帳に無し)

では牟礼村のなかに「村」「小名」などがいくつあったのかは不明である。これに対して元文五年（一七四〇）の『防長地下上申』⁽⁴⁴⁾、天保一三年（一八四二）の『防長風土注進案』⁽⁴⁵⁾など後世の史料には「小村」「小名」の記載があり、とくに『防長風土注進案』には各小名の軒数も載せられているので、これらと「防長寺社堂庵御根帳」の関係を表にしたのが、表5である。小名は一般的には字などと同様に近世村の小区画であり、かならずしも民俗学でいうところのムラと同義ではない。「防長地下上申」には牟礼村に三二の小村、また『防長風土上申案』では二三の小名が記載されている。『防長風土注進案』にはこのうち一八の小名には軒数が書かれており人家が存在する小名であったことがわかる。軒数からみてもこれをムラとして理解してよいだろう。この一八の小名のうち高津和（六軒）、所屋（一七軒）、中西（一二軒）、酢貝（五軒）、今宿（三二軒）、浮野（五〇軒）、沖ノ原（三〇軒）、小浜（六軒）などには「防長寺社堂庵御根帳」作成時に社祠は記載されていない。今宿や沖ノ原などの小名は元禄以降に干拓によって成立した小名であり、また浮野は街道に沿った町場でやはり干拓の進行によって大きく発展したことが推測されるので、元禄段階では人家がある小名にほぼ一つずつの社祠が「防長寺社堂庵御根帳」に登録されたことが推定できるだろう。その当時の社祠の祭祀がそれぞれのムラを単位に行われていたことはほぼ間違いがないと思われるがその具体相を知りうる史料は少ない。ただ牟礼村のうち「防長寺社堂庵御根帳」にも掲載されている岩畠の厄神社については天正元年（一五七三）に作成された次のような史料が『防長風土注進案』に載せられており当時の祭祀組織をうかがうことができる。⁽⁴⁶⁾

防州佐波郡牟礼令岩畠村厄神取行順番之事
 一番 秋元四郎兵へ屋敷 福田孫左衛門
 二番 枝光 清六
 三番 神允

四番	三郎左衛門
五番	藤左右衛門
六番	孫左衛門屋敷 石田太郎右衛門
七番	与三右衛門屋敷 善九郎
八番	源井屋敷 十右衛門
九番	大江屋敷 彦三郎
十番	入道 与三右衛門
十一番	弥兵衛
十二番	与次兵衛
十三番	窪屋敷 千作
十四番	入道 善左衛門
以上拾四人	
年中御祭之事	
一 四土用ニ御神楽上ケ可申事	
一 五月五日ニ麦初穂を以御神楽上ケ可申事	
一 霜月寅ノ日ニ御祭礼仕事	
右之為入目神田壹段先年*被立遣所如件	
天正元年霜月朔日 秋友四郎兵衛〔花押〕	
宮司 千蔵坊	
神主 鈴木民部太夫 鈴木和泉家	
頭人 十四人中	

これによると岩畠の厄神社においては天正元年には一四軒が交替で頭人をつとめ、年間三回の祭祀の役を勤めていたことがわかる。他のムラの社祠においても同様に当屋制によって祭祀がおこなわれていたことが推定できるだろう。

「防長寺社堂庵御根帳」作成以降、牟礼村においては『防長寺社由来』〔寛

保元年（一七四一）には三九の、また『防長地下上申』（元文五年（一七四〇）では四八の、『防長風土注進案』（天保一三年（一八四二）では五九の神社・祠・森などが記載されておりその数が相当増加していることは確かである。ちなみに五九のうち荒神が一一、厄神が一二であり、この二神は各小名にほぼ一つずつ設けられていたことがわかる。『防長風土注進案』で「御根帳になし」と記載された社祠などは、天保一三年の淫祠解除によって公式的には廃止されたものと思われる。この淫祠解除は「防長寺社堂庵御根帳」に載せられていない小祠などの土地を耕地に開発するという主旨のものである。またこの地方では明治初期に神社の整理がおこなわれ、また明治四〇年前後にも神社合祀が進められたために、現在の社祠の状況は近世地誌によって知りうるものからは大きな変容をとげていることが予想される。しかしながら現地を訪れると淫祠解除されたはずの祠や森が今も存在し祭祀されている姿をみることがある。もちろん廃止されたのち復活したものもあるはずであり、現地調査や史料の博搜によってその後の推移を悉皆的に調査する必要があるが、残念ながら今回の調査ではこの作業を完了できなかった。ただ牟礼地区については『ふるさと牟礼』に掲載された「牟礼地区における部落信仰と講組織」^{〔47〕}の中に詳しく昭和五〇年前後の小祠の信仰が報告されているので、これを参照すると最近においても荒神社などはほとんどのムラに存在しており、当屋を定めてその祭祀をおこなっているようである。またムラをさらに細分化した組の単位で地神講、厄神講、庚申講なども行われている。末田の荒神社のように明治四一年（一九〇八）に神社合祀されたものの、その時の財産処分得た代価の利子をもって九軒が当屋をまわしながら荒神講を務めてきたような例もある。このように近世地誌に記された多様な社祠の信仰は、今日においてもなお一定程度引き継がれているのである。このような状況はもちろん牟礼地区に限定されたものではなく、防府市内の各地区で同様に観察できるものであろう。

以上、防府市内の各地域においては、少なくとも近世以降、村、ムラ、組などさまざまなレベルでの地縁組織を単位として社祠や森に対する祭祀が行われ、それらはいずれも当屋制によって営まれていることを述べてきた。「氏神」の存在がこの地では近畿地方のように明確に像を結ばないことも指摘できるだろう。多様な当屋祭祀の一部だけをとりだして、近畿地方の事例と照合し「宮座」とみなしてその特色を論じたとしても、この地域の信仰形態の一端を示したに過ぎないことは自明である。また「宮座」概念をこれまで述べてきたさまざまなレベルでの祠や森にまで拡張するとするならば、それがさらに大きな混乱を招くことは間違いない。筆者が「宮座」概念から一度解放され、新たな視点で各地域の神社祭祀組織を観察・考察する必要をことさらに強調する原因はこの点にある。

⑮ 防府市域における神社当屋制の特徴

以上、防府市内の社祠における当屋制をもつ祭祀組織の事例を紹介し、それぞれにその組織構成と歴史的な推移について若干の分析を行ってきた。またそれに関連する講組織や地縁組織との関連についても不十分なが言及することができた。以上の分析から、次のようなことがこの地域の神社当屋制の特色として指摘できるだろう。

・ 神社に関する当屋制をもつ組織としては、氏子域のうち特定のムラの特定の家が祭祀にかかわるタイプと、氏子域のほぼすべてのムラが祭祀にかかわるタイプのものがある。後者については氏子域をいくつかの組にわけそこから交替で当屋を選ぶタイプと、毎年祭祀を担当する組を交替させ、その中から当屋を選ぶタイプがみられる。年齢階梯制はみられず、また名を単位とした祭祀組織も多くはない。

・ 前記の特定の家が祭祀にかかわる組織をもつ地域においても、同じ

神を全員が祭祀する組織が別に組織されている例がある（春日神社の在庁と大頭講・大道の笑い講と大歳講など）。

・神社を祭祀する組織の他に、ムラや組を単位とした当屋制をもつ祭祀組織が多くみられ、それぞれが地域のなかで重層的な構成をもっている。またこの地域の神社や小祠は幕末以来数次の神社整理によって大きく変化しており、近世中期まではさらに多くの信仰対象に対する当屋制の組織が存在したと思われる。

祭祀組織の歴史的な性格については、本稿では各祭祀組織がもつ史料の分析に着手できず、近世地誌類に依存したものに留まったために不確かな点も多いが現時点ではおおむね次のようなこと指摘しておきたい。

・当該地域における神社当屋制はすくなくとも近世初頭までは史料的にさかのぼることができる。

・近世中期までは特定の家が当屋を勤めるタイプの組織が中心であったようであるが、近世後期にはそれを残存させながら全戸が加入する講組織などが誕生する。また組を単位として当屋を出すタイプのものも近世後期には存在している。

今後さらには調査範囲を拡げ、防長地域における神社祭祀組織の特質をより明らかにするとともに、全国的な視野からその位置づけを明確にする努力を続けたい。

註

- (1) 筆者のこのような「宮座」観は、今回の共同研究での研究者間での討議を通じてはじめて形成されたものであり、それ以前に執筆した論考の内容とは齟齬をきたしていることを述べておきたい。
- (2) 肥後和男「近江に於ける宮座の研究」東京文理科大学 一九三八年
肥後和男「宮座の研究」弘文堂 一九四一年 など
- (3) 肥後和男の宮座研究については本報告掲載の拙稿を参照されたい。
御衛生翁甫「周防国佐波郡牟礼村郷社春日神社神事」「防長史学」一一二
一九三〇

- (4) 石川卓美「平清水八幡宮の宮座」『防長文化』一一二 一九三七
- (5) 関敬吾「宮座に就いて」『山村生活調査』二号 一九三六年 所収
- (6) 能美宗一「宮座と神事役者」『防長文化』一一三 一九三七
- (7) 佐伯通香・脇寿雄・吉本万二郎「若宮神社の宮座」『防長文化』一一三 一九三七
- (8) これら三人による宮座研究は膨大な数に及ぶがここでは代表として次のものをあげておきたい。
原田敏明「村祭と座」中央公論社 一九七六・同「村の祭祀」中央公論社 一九七五
萩原龍夫「中世祭祀組織の研究」吉川弘文館 一九六二
安藤精一「近世宮座の史的研究」吉川弘文館 一九六〇
- (9) 坪井洋文「神道の神と民俗的神」未来社 一九八九
藤井昭「宮座と名の研究」雄山閣 一九八七
- (10) 伊藤忠芳「阿川八幡の祭祀組織——山口県豊浦郡豊北町大字阿川——」『社会と伝承』三—三 一九五九
- (11) 宮崎典也「オハケ」の一資料について——山口県宇部地方——『社会と伝承』六—二 一九六二
- (12) 原田敏明「オハケ」奉斎の形式とその変遷」『帝国学士院記事』二—一 一九四三・同「オハケを訪ねて」『社会と伝承』一—一 一九五六
- (13) 松岡利夫「大歳祭と笑講——防府市大道字小俣——」『社会と伝承』二—二 一九五八
- (14) 松岡利夫「祭祀組織と村落社会」『地域社会と宗教の史的研究』柳原書店 一九六三
- (15) 高見寛孝「荒神信仰と地神盲僧」岩田書院 二〇〇六
- (16) 徳丸亞木「森神信仰」の歴史民俗学的研究」東京堂出版 二〇〇二
- (17) 「山口県のまつり」山口県ふるさとづくり県民会議 一九八二 など
- (18) 貝英幸「周防国松崎天神社「十月会」と大内氏」『芸能史研究』一二七 一九九四
- (19) 播磨定男「神社祭礼と宮座——新屋河内賀茂神社の頭番文書を中心に——」『徳山大学論叢』五三 二〇〇〇
- (20) 御衛生翁甫「周防国佐波郡牟礼村郷社春日神社神事」『防長史学』一一二 一九三〇
- (21) 山口県文書館編修「防長風土注進案」第一四巻 山口県立山口図書館 一九六四
- (22) 春日神社神官は在庁の一員ではないが他の住民からは同一視されている。
- (23) 御衛生翁甫氏の調査当時は現在の三役は三老（さんとしより）とよばれており

「当年の大頭を一老、明年の大頭を二老、明後年の大頭を三老」という順に順番を回していた。また「当年の大頭の家を頭屋と云ふ」という記載もあり、大頭のうち一老を頭屋ともいつていたようである。

御衛生翁甫「周防国佐波郡牟礼村郷社春日神社神事」『防長史学』一一二
一九三〇

(24) 肥後和男「宮座の研究」弘文堂書房 一九四一

(25) 松崎天満宮文書「周防国衛候人連署書状」(文亀元年)『山口県史』史料編中世二 二〇〇一

(26) 慶長四年以降の松崎天満宮社領惣目録には「天満宮在序給」の記載がみられる。「周防国佐波郡松崎天満宮社領惣目録」(慶長四年)『山口県史』史料編近世一 下 一九九九など

(27) この部分は寛保元年に春日神社神主鈴木和泉より提出されたもの。

『防長寺社由来』第三卷 山口県文書館 一九八三
(28) 山口県文書館編『防長風土注進案』第一四卷 小郡宰判 山口県立山口図書館 一九六四

(29) 吉野正修「玉祖若宮神社の宮座について」『山口県神道史研究』三 一九九一

(30) 山口県文書館編『防長風土注進案』第一四卷 山口県立山口図書館

(31) 大塚玉祖神社については、現在の祭祀にあたる役割は「当屋」「本当」「寄当」などと表記されることが多いが、近世の史料には「頭屋」と記されているため、表記は時代によって区別した。

(32) 原資料は大崎の玉祖神社所蔵。本稿では大塚在住の木原富太氏がワープロ打ちされた資料をいただき利用させていただいた。

(33) 山口県文書館編『防長風土注進案』第一四卷 山口県立山口図書館 一九六四

(34) 藤井昭「宮座と名の研究」雄山閣出版 一九八七

坪井洋文「神道の神と民俗的神」未来社 一九八九

(35) 米沢正年氏作成の資料「坂本の講組織について」・牟礼郷土誌同好会「牟礼地区における部落信仰と講組織」(「ふるさと牟礼」二号 一九八〇)および現地調査によって作成。

(36) 管見では笑い講について書かれた文章には次のものがある。

松岡利夫「大歳祭と笑講 — 防府市大道字小俣 —」『社会と伝承』二二—一九五八

『続防府市史』一九六〇(当該部分の執筆は御衛生翁甫)

松岡利夫「祭祀組織と村落社会」『地域社会と宗教の史的研究』柳原書店 一九六三

松岡利夫編著『周防長門の生活誌』山口県教育委員会 一九七六

『防府市史』資料一(自然・民俗・地名) 一九九四(当該部分の執筆は松岡利夫)

(37) 坪郷英彦・金谷玲子「屋敷取りと住まいかた」『山口県史』資料編民俗二 二〇〇六

(38) 坪郷英彦・金谷玲子「屋敷取りと住まいかた」『山口県史』資料編民俗二 二〇〇六

(39) 『防長寺社由来』第四卷 山口県文書館 一九八三

(40) 山口県文書館編『防長風土注進案』第九卷 山口県立山口図書館 一九六四

(41) 末富洋子「古文書解説」『ふるさと牟礼』八(牟礼郷土誌同好会) 一九九六

(42) 山口県文書館編『防長風土注進案』第一四卷 山口県立山口図書館 一九六四

(43) 『防府市史』史料Ⅱ 一九九六 所収
(44) 山口県地方史学会編『防長地下上申』第二卷 マツノ書店 一九七九
防長地下上申は享保二年(一七二七)から宝暦三年(一七五三)にかけて各村から提出された文書をまとめたものであるが、牟礼村については元文五年(一七四〇)、大道村(史料では小俣村)については寛保二年(一七四二)に文書が提出されている。

(45) 山口県文書館編『防長風土注進案』第一四卷 山口県立山口図書館 一九六四

(46) 『山口県史』史料編中世二 二〇〇一

(47) 牟礼郷土誌同好会「牟礼地区における部落信仰と講組織」『ふるさと牟礼』二 号 一九八〇

(滋賀県立大学、国立歴史民俗博物館共同研究員)
二〇〇九年一月二日受付、二〇一〇年五月二五日審査終了

***To-ya* System in the Area of Hofu City, Yamaguchi Prefecture**

ICHIKAWA Hideyuki

In Yamaguchi Prefecture, the *to-ya* system of Shinto shrines is seen over a considerably wide area. However, the *to-ya* system has not been studied sufficiently. Studying the *to-ya* system in this region is important for connecting the case examples in Hiroshima Prefecture and Okayama Prefecture with those in northern Kyushu that have been studied in the past, and also indispensable for looking at the so-called "*miya-za*" in the Kinki area from a relative viewpoint.

This article studies a case example in Hofu City that historically has a close relationship with the area near Kyoto and Nara. As a result, it was found that there are two types of organizations for religious services in a shrine with the *to-ya* system in this region: one is the type of *zaicho* in Kasuga Shrine and *miya-za* in Sano Wakamiya Shrine where a particular house in a particular village in the *ujiko* area is involved with religious services, and the other is the type of an organization where almost all villages in the *ujiko* area are involved with religious services. Even in the region with the former type where a particular house is involved with religious services, there are some separate organizations where all members worship the same god such as *taito-ko* compared to *zaicho* in Kasuga Shrine, or *otoshi-ko* compared to *warai-ko* in Daido. These were perhaps newly created time in history.

Even in the latter type of organization where all villages are involved with religious services, there are two types: one is the type of dividing the *ujiko* area into several *kumi* groups, and selecting *to-ya* by rotation from the *kumi* groups; and the other is the type of switching the *kumi* groups to assume religious services every year, and selecting *to-ya* from them. The seniority system is not seen in either the former or the latter types, and there are not many organizations for religious services based on a unit of *myo*.

The characteristic of this region is that in addition to an organization for religious services in a shrine, there are many organizations for religious services such as for mountain god, forest god, *otoshi-ko*, etc. within the *to-ya* system based on a unit of villages and *kumi* groups, and each has a multilayered construction in the region. Shinto shrines and small shrines in this region have been reorganized several times since the late Tokugawa period. Therefore, there might have been more organizations for religious services with the *to-ya* system until the middle of the early modern period.

Key words: *To-ya* system, *ohake*, expulsion of faith in a malicious god, organization of *ko*
